

第3期吹田市教育振興基本計画

## 吹田市教育ビジョン（案）

吹田市教育委員会



## 目 次

|      |                              |    |
|------|------------------------------|----|
| I    | 教育ビジョンの概要                    | 1  |
| 1    | 策定の趣旨                        | 1  |
| 2    | 計画の位置づけ                      | 1  |
| 3    | 計画の期間                        | 1  |
| II   | 教育を取り巻く状況                    | 2  |
| 1    | 社会潮流                         | 2  |
| 2    | 国の動向                         | 4  |
| III  | 本市の教育の状況                     | 8  |
| 1    | 学校教育                         | 8  |
| 2    | 地域教育                         | 15 |
| 3    | 教育環境                         | 17 |
| IV   | 体系図                          | 19 |
| V    | 基本構想                         | 20 |
| 1    | 教育理念                         | 20 |
| 2    | 基本目標                         | 20 |
| VI   | 重点課題                         | 21 |
|      | 重点課題1 誰一人取り残されない学びの保障の推進     | 22 |
|      | 重点課題2 誰一人取り残さない子供・若者支援体制の充実  | 25 |
|      | 重点課題3 教員の働き方改革の推進            | 27 |
| VII  | 基本計画                         | 30 |
|      | 基本計画の見方                      | 30 |
|      | 基本方向1 幼児教育を通して総合的人間力の基礎を培います | 32 |
|      | 基本方向2 義務教育を通して総合的人間力の基礎を培います | 34 |
|      | 基本方向3 一人ひとりが尊重される学びを推進します    | 38 |
|      | 基本方向4 安心・安全で豊かな学校環境を整備します    | 40 |
|      | 基本方向5 青少年の健やかな育ちを支援します       | 44 |
|      | 基本方向6 生涯を通じて豊かな学びを提供します      | 46 |
| VIII | 計画の推進                        | 49 |
| 1    | 進行管理                         | 49 |
|      | 用語説明                         | 50 |
|      | 参考資料                         | 56 |

# I. 教育ビジョンの概要

## 1 策定の趣旨

本市では、平成 22 年（2010 年）3 月に、10 年間を計画期間とし、「今 吹田から 未来の力を  
～生命かがやき ともにつながり 未来を拓く吹田の教育～」を教育理念に掲げた、第 1 期吹田市  
教育振興基本計画である「わが都市すいたの教育ビジョン」を策定し、その後、令和 2 年（2020 年）  
3 月に、5 年間を計画期間とし、第 1 期の教育理念を引き継いだ、第 2 期吹田市教育振興基本計画  
「吹田市教育ビジョン」を策定し、教育行政を推進してきました。

この間、国では、令和 5 年（2023 年）に第 4 期教育振興基本計画<sup>\*</sup>が策定され、「2040 年以降の  
社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成」、「日本社会に根差したウェルビーイング<sup>\*</sup>の向上」  
という 2 つのコンセプトと、その実現に向けた方針が示されました。ウェルビーイングの実現とは、  
多様な個人それぞれが幸せや生きがいを感じるとともに、地域や社会が幸せや豊かさを感じられる  
ものとなることであり、教育を通じた一人ひとりのウェルビーイングの確保が必要です。そして、  
子供たちのウェルビーイングを高めるためには、教員のウェルビーイングを確保することが必要で  
あるとともに、学校が教員のウェルビーイングを高める場となることが重要であることが示されて  
います。

また、同年にはこども基本法の制定、並びにこども大綱が閣議決定され、すべての子供・若者が  
身体的・精神的・社会的に幸せな状態で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を  
目指されています。

そのような中、本市においては、誰一人取り残されない学びの保障の推進、子供・若者支援体制  
の充実や教員の働き方改革の推進など中長期的に取り組んでいく必要のある課題があります。

本計画は、国・社会の動向や本市の現状と課題を踏まえ、本市がめざすべき教育の基本的な方向  
性とその施策を明らかにし、必要な施策を総合的・計画的に推進するため定めるものです。

## 2 計画の位置づけ

教育基本法第 17 条第 2 項に規定されている「地方公共団体における教育の振興のための施策に  
関する基本的な計画」として策定します。対象は本市教育委員会の所管事務とします。「吹田市第 4  
次総合計画」<sup>\*</sup>を上位計画とします。

## 3 計画の期間

令和 7 年度（2025 年度）から令和 11 年度（2029 年度）の 5 年間

## Ⅱ. 教育を取り巻く状況

### 1 社会潮流

#### (1) 人口減少と少子高齢化の進行

国では、平成 20 年（2008 年）をピークに人口減少が続いており、その中で、65 歳以上の高齢者が増加する一方で、15 歳未満の子供の数は、1,401 万人（令和 6 年（2024 年）4 月 1 日時点）と過去最少となっています。さらに、令和 5 年（2023 年）の出生数は 75 万人を下回り、過去最少となるとともに合計特殊出生率も 1.20 と過去最低を更新するなど、少子高齢化が著しい状況となっています。

本市では、人口増加が続いており、令和 5 年度（2023 年度）末（令和 6 年（2024 年）3 月 31 日時点）の人口は、382,336 人となっています。人口増加はしばらく続くと見込まれていますが、将来的には人口が減少しはじめると予測されています。人口構造は、年少人口（15 歳未満）、生産年齢人口がいずれも減少している一方で、高齢者数は増加してきており、今後も少子高齢化が進展する見込みです。

こうした少子化、人口減少が進む中で、持続可能な社会とし、活力あふれる社会を実現していくためには、一人ひとりが持てる力を最大限発揮し、生産性を向上していくとともに、多様な人材の社会参画、協働が求められます。

#### (2) 家庭、地域コミュニティの状況の変化

家庭においては、三世帯世帯が減少し、ひとり親家庭が増加するなど、核家族化が進展するとともに、共働き家庭が増加しています。また、地域においては、地域のつながりや人間関係が希薄化するなど、家庭を取り巻く環境が変化する中、子育てに不安を持つ保護者等が孤立することなく、地域全体で家庭教育を支えることの重要性が高まっています。

#### (3) 将来の予測が困難な時代の到来

近年発生した新型コロナウイルス感染症の感染拡大や、ロシアのウクライナ侵略による国際情勢の不安定化に象徴されるように、現代は、将来の予測が困難な VUCA<sup>\*</sup>の時代とされています。こうした予測困難な事態に対応するレジリエンス<sup>\*</sup>を備えた社会の構築がこれからの重要な課題であり、そのためには、未来に向けて自らが社会の創り手となり、持続可能な社会を維持、発展させていく人材を育成することが求められています。

#### (4) 技術革新、デジタル化の進展（DX）

近年、IoT<sup>\*</sup>や AI（人工知能）<sup>\*</sup>等の先端技術の発展が進んでおり、今後目指すべき未来社会像として、「Society 5.0（超スマート社会）<sup>\*</sup>」が示されています。AI やロボットの発達により、特定の職種では雇用が減少するなど労働市場への変化が予測され、今後は問題発見力や的確な予測、革新性といった能力が一層求められるなど、必要とされるスキルが変容していくことが考えられます。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、世界全体にデジタル化の飛躍的進展をもたらしました。今後、社会全体のデジタルトランスフォーメーション（DX）等の推進に向けた環境整備

が加速していく中で、教育分野においても、ICT<sup>\*</sup>の活用が「日常化」するなど、デジタル化をさらに推進していくことが不可欠であると同時に、デジタルも活用して問題解決や価値創造ができる人材の育成が目指されます。

## （５）社会的包摂の推進

社会の多様化が進む中で、障がいの有無や年齢、文化的・言語的背景、家庭環境などにかかわらず、誰一人取り残されることなく、誰もが生き生きとした人生を享受することのできる共生社会を実現するためには、社会的包摂の推進が必要です。そのために、自らとは異なる立場や背景を持つ人々と接する機会や、異なる環境に身を置く機会を持つことなどを通して、一人ひとりが多様な他者を理解、尊重できるようになることが重要です。

## （６）共に学び支え合う生涯学習・社会教育の推進

人生 100 年時代において、一人ひとりが豊かな人生を送るに当たり、社会人の学び直しをはじめとする生涯学習の重要性は、一層高まっています。特に、デジタルデバйд解消や、国民全体のデジタルリテラシー向上が喫緊の課題として挙げられています。

生涯学習の推進にあたっては、子供や若者、社会人、高齢者といった年齢に関わらず、また、貧困、孤独・孤立の状態にある者や外国人、女性など、環境や背景に関係なく、すべての人に学習機会を提供することが重要です。

また、地域コミュニティを基盤としたウェルビーイングの実現にあたっては、自己実現を図る生涯学習に加え、学びを通じて「人づくり・つながりづくり・地域づくり」を行う社会教育の推進も必要です。そのためには、ICT の活用を含め、生涯を通じて学び続けることができる環境の整備とともに、能動的に学び続けるための態度の涵養や、地域のつながりの中で学び、地域の活動に積極的、主体的に関わる意識を高めていくこと、そして、学びを社会の持続的な発展に還元していくことが求められます。

## 2 国の動向

### (1) 第4期教育振興基本計画

令和5年(2023年)6月に閣議決定された、第4期教育振興基本計画では、「2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成」、「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」という2つのコンセプトが示されました。ウェルビーイングについては、自己肯定感や自己実現などの獲得的な要素と、人とのつながりや利他性、社会貢献意識などの協調的な要素を調和的・一体的に育み、日本社会に根差した「調和と協調」に基づくウェルビーイングを教育を通じて向上させていくことの重要性が示されたとともに、子供のウェルビーイングを高めるためには、教師をはじめとする学校全体のウェルビーイングが重要であると示されました。

上述のコンセプト実現のため、今後の教育政策に関する基本的な方針として、①グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成、②誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進、③地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進、④教育デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進、⑤計画の実効性確保のための基盤整備・対話の5つが示されています。

### (2) こども大綱の閣議決定

令和5年(2023年)4月にこども家庭庁が発足し、こども基本法が施行され、12月にはこども基本法に基づき、こども政策を総合的に推進するため基本的な方針等を定めた「こども大綱」が閣議決定されました。

こども大綱では、すべての子供・若者が身体的・精神的・社会的に幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指し、こども施策に関する基本的な方針として、①こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る、②こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく、③こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する、④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする、⑤若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路(あいろ)の打破に取り組む、⑥施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する、の6本の柱が示されています。

### (3) 不登校・いじめ対策の強化

令和4年度(2022年度)の不登校児童・生徒数が、小・中学校で約30万人、そのうち、学校内外の専門機関等で相談・指導等を受けていない小・中学生は、約11万4千人といずれも過去最多となりました。また、いじめ重大事態の発生件数も923件と過去最多となったことから、令和5年(2023年)10月には、文部科学省より「不登校・いじめ 緊急対策パッケージ」が出され、安心して学ぶことができる、「誰一人取り残されない学びの保障」に向けた取組の緊急強化の必要性が示されました。

不登校については、文部科学省が令和5年(2023年)3月に策定した「COCOLOプラン」において、不登校の児童・生徒すべての学びの場の確保、心の小さなSOSを見逃さないこと、学校を「み

んなが安心して学べる場所」にすることの必要性が示されました。

いじめについては、いじめの早期発見の強化とともに、国による分析強化、個別自治体への指導助言・体制づくりの必要性が示されています。さらに、両者に関わる学校における組織的対応を支える取組として、学びの多様化学校の設置促進や、スクールカウンセラー<sup>\*</sup>・スクールソーシャルワーカー<sup>\*</sup>による支援等、COCOLO プランに基づく対策の継続的な実施や、学びの多様化学校への教職員<sup>\*</sup>の優先配置、学校いじめ対策組織にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー<sup>\*</sup>、スクールサポーター等の外部専門家を加えることで組織的に対応するとともに、安心して学べる学校づくりを推進することが必要とされています。

#### (4) 子供の自殺対策の強化

児童・生徒の自殺者数が増加傾向にあり、令和 4 年（2022 年）には、小中高生の自殺者数が 514 人と過去最多となったことを受け、令和 5 年（2023 年）6 月にこどもの自殺対策に関する関係省庁連絡会議において、「こどもの自殺対策緊急強化プラン」が取りまとめられました。

このプランにおいて、子供の自殺対策の強化に関する施策として、子供の自殺の要因分析、自殺予防に資する教育や普及啓発等、自殺リスクの早期発見、電話・SNS<sup>\*</sup>等を活用した相談体制の整備、自殺予防のための対応、遺された子供への支援、子供の自殺対策に関する関係省庁の連携及び体制強化等が示されています。

#### (5) 生徒指導提要の改訂

生徒指導提要は、文部科学省により平成 22 年（2010 年）にはじめて作成されて以来、いじめ防止対策推進法<sup>\*</sup>等の関係法規の成立など学校・生徒指導を取り巻く環境は大きく変化するとともに、いじめの重大事態や児童・生徒の自殺者数が増加傾向にあるなど生徒指導上の課題がより一層深刻化している状況を踏まえ、令和 4 年

（2022 年）12 月に 12 年ぶりに改訂されました。

改訂版においては、生徒指導の重層的支援構造が示され、発達支持的生徒指導<sup>\*</sup>の重要性が示されています。また、「児童の権利に関する条約」、「こども基本法」を踏まえた、児童・生徒の権利の理解や、教職員同士や多職種の専門家、地域や関係機関等と連携、協働して教育活動を展開の必要性などが示されています。

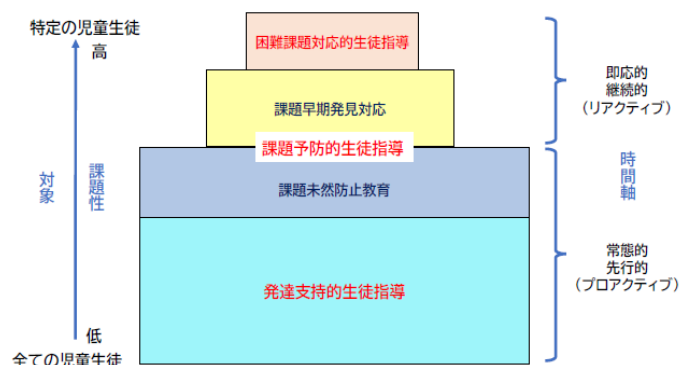


図 生徒指導の重層的支援構造<sup>1</sup>

（出典）文部科学省（令和 4 年（2022 年）12 月）「生徒指導提要」

<sup>1</sup> 生徒指導の重層的支援構造は、以下の 2 軸 3 類に加え、第 1 層「発達支持的生徒指導」と第 2 層「課題予防的生徒指導：課題未然防止教育」、一部の児童生徒を対象とした第 3 層「課題予防的生徒指導：課題早期発見対応」、特定の生徒を対象とした第 4 層「困難課題対応的生徒指導」の 4 層から成る構造。

・生徒指導の 2 軸：児童生徒の課題への対応の時間軸に着目すると、積極的な先手型の①常態的・先行的（プロアクティブ）、事後対応型の②即応的・継続的（リアクティブ）に 2 分される。

・生徒指導の 3 類：生徒指導の課題性（「高い」「低い」）と課題への対応の種類から分類すると、以下の 3 類になる。

①発達支持的生徒指導：全ての児童生徒の発達を支える

②課題予防的生徒指導：全ての児童生徒を対象とした課題の未然防止教育と、課題の前兆行動が見られる一部の児童生徒を対象とした課題の早期発見と対応を含む

③困難課題対応的生徒指導：深刻な課題を抱えている特定の児童生徒への指導・援助を行う



## （６）共生社会の実現に向けた、配慮や支援が必要な子供への取組の推進

「特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について」（令和４年（２０２２年）４月）において、特別支援学級に在籍する児童・生徒の交流及び共同学習のあり方や、自立活動の時間の確保の必要性、また、通級による指導のさらなる活用が改めて示されました。

特別支援教育の推進にあたっては、障がいのある子供の自立と社会参加に向けて、障がいのある子供と障がいのない子供が可能な限り共に過ごすための条件整備と、一人ひとりの教育的ニーズに応じた学びの場の整備を両輪として、インクルーシブ教育システム<sup>\*</sup>の実現に向けた取組の一層の推進が求められています。そのために、特別支援教育コーディネーター<sup>\*</sup>を中心とした校内支援体制の構築や、すべての教職員が障がいや特別支援教育の理解を深める取組などの推進が重要とされています。

また、令和３年（２０２１年）９月に、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行されたことを受け、医療的ケアが必要な児童・生徒等について、保護者の付添いがなくても安全・安心に学校で学ぶことができるよう、医療的ケア看護職員の配置の促進を含めた取組の推進が求められています。さらに、文部科学省による「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査（令和３年度）」において、公立学校における日本語指導が必要な児童・生徒数も年々増加していることが示されており（日本国籍１万６８８人、外国籍４万７,６１９人）、外国につながる子供への支援、教育の推進も重要です。

そのほか、第４期教育振興基本計画では、共生社会の実現に向け、ヤングケアラー<sup>\*</sup>への支援や子供の貧困<sup>\*</sup>対策、特異な才能のある児童・生徒に対する指導・支援、さらには、性的マイノリティに係る児童・生徒への対応等についても言及されています。

## （７）子供の居場所づくりの推進

令和５年（２０２３年）１２月に、「こどもの居場所づくりに関する指針」が閣議決定されました。児童虐待の相談対応件数や不登校、自殺者数の増加など子供を取り巻く環境の厳しさが増していることや地域のつながりの希薄化、価値観の多様化などが進む中で、子供が生きていく上で居場所があることは不可欠とし、「こどもまんなか」の居場所づくりの実現が掲げられています。

子供・若者が過ごす場所・時間・人との関係性すべてが、子供・若者にとっての居場所になり得るとされ、物理的な「場」だけでなく、遊びや体験活動、オンライン空間といった多様な形態があるとされ、子供の居場所では、子供・若者の主体性を大切にすることが求められます。

また、居場所づくりにおいては、「ふやす」「つなぐ」「みがく」「ふりかえる」の４つの基本的視点が示され、各視点に共通する事項として、①こどもの声を聴き、こどもの視点に立ち、こどもとともにつくる居場所、②こどもの権利の擁護、③官民の連携・協働の３つが示されています。

## （８）学校における働き方改革のさらなる推進

学校における働き方改革については、さまざまな取組が進められてきており、成果は着実に出てきているものの、依然として長時間勤務の教職員も多い現状があり、学校における働き方改革のさらなる推進が求められています。令和６年（２０２４年）８月には、中央教育審議会より「令和の日本型学校教育」を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について（答申）が示されました。その中で、「学校における働き方改革の更なる加速化」として、「学校・教師が担う業務の適正化の一層の推進」「学校における働き方改革の実効性の向上等」「教師の健康及び福祉の確保に向けた取組の充実」「柔軟な働き方の推進」の取組方針が示されています。

## （９）教育現場における ICT 活用のさらなる推進

GIGA スクール構想<sup>\*</sup>により、１人１台端末をはじめとした教育現場における ICT 環境の整備が飛躍的に進展しました。令和５年（２０２３年）には、「GIGA スクール構想の下での校務の情報化の在り方に関する専門家会議」により「GIGA スクール構想の下での校務 DX について～教職員の働きやすさと教育活動の一層の高度化を目指して～」が示され、次世代の校務 DX の方向性として、クラウドツールの積極的な活用による負担軽減、コミュニケーションの迅速化・活性化や、校務系・学習系システムの円滑な接続によるデータの低コスト・リアルタイムでの連携、主要なシステムのクラウド化による、大規模災害等が起きた場合の学校業務の継続性の確保などの方向性が示されています。

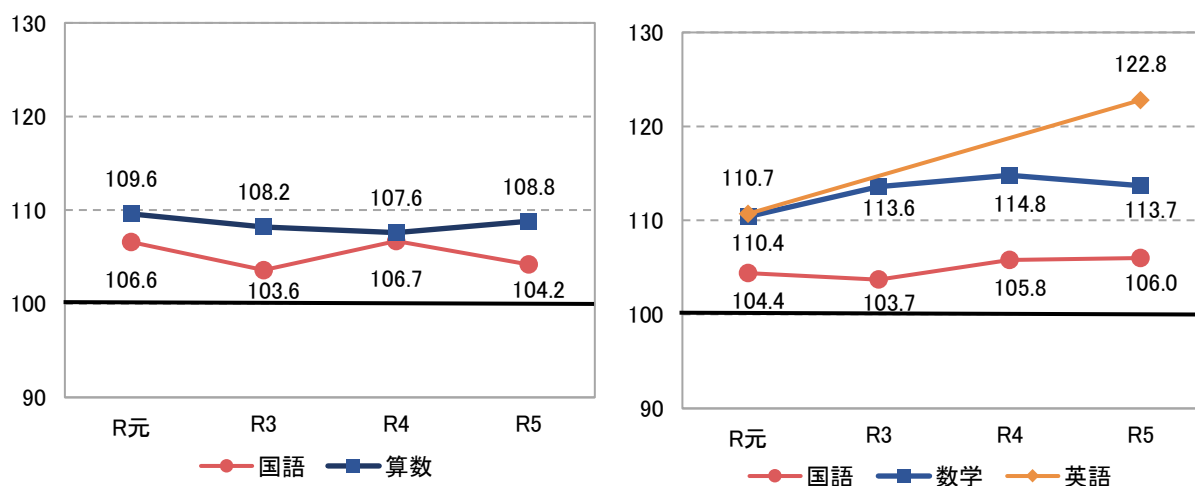
## Ⅲ. 本市の教育の状況

### 1 学校教育

#### (1) 確かな学力の育成

本市では全国学力・学習状況調査<sup>\*</sup>において、令和元年度（2019 年度）から令和 5 年度（2023 年度）のすべての年度で、小・中学校ともにすべての教科で全国平均に比べ正答率が高くなっています。令和 5 年度（2023 年度）では、中学校数学は全国平均を 10 ポイント以上上回り、中学校英語は 20 ポイント以上上回っています（図表 1）。

図表 1 教科別正答率と全国比（全国平均を 100 としています）（左：小学校、右：中学校）

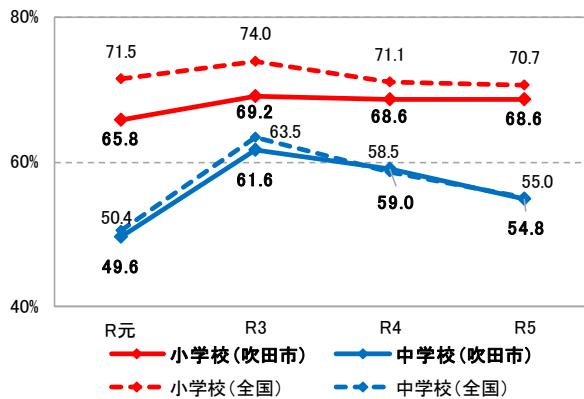


※令和2年度(2020 年度)は新型コロナウイルス感染症の影響により未実施(図表2～8、図表 10、図表 12～15、図表 22 も同様)

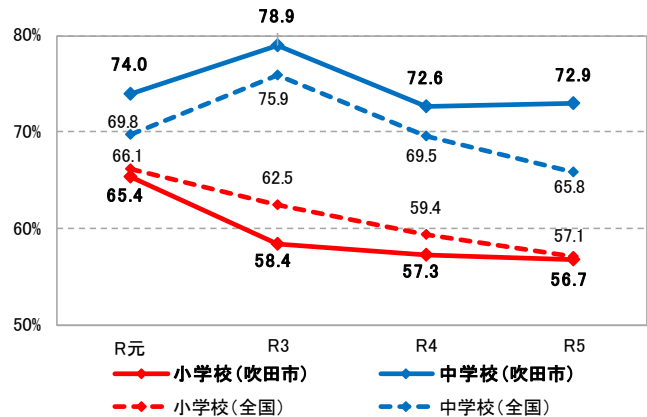
一方で、「自分で計画を立てて勉強していますか。」に対する肯定的回答の割合は、小学校では年々差が小さくなっているものの、令和元年度（2019 年度）から令和 5 年度（2023 年度）にかけ、すべての年度で全国平均を下回っています。中学校では年度によりやや増減はありますが、全国とほぼ同水準となっています（図表 2）。

また、「学校の授業時間以外に、普段（月曜日から金曜日）、1 日当たりどれくらいの時間、勉強をしますか（学習塾で勉強している時間や家庭教師の先生に教わっている時間、インターネットを活用して学ぶ時間も含む）。」に対して 1 時間以上と回答した割合は、小学校においては令和 3 年度（2021 年度）、令和 4 年度（2022 年度）は全国平均を下回りましたが、令和 5 年度（2023 年度）には差が小さくなっており、中学校においてはすべての年度で全国平均を上回り、令和 5 年度（2023 年度）ではその差が大きくなっています（図表 3）。

図表2 「自分で計画を立てて勉強していますか。」に対する肯定的回答の割合

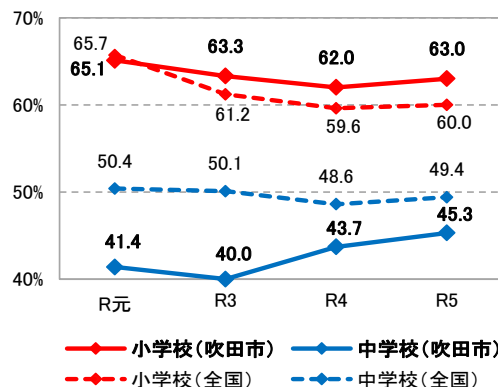


図表3 学校の授業以外の普段（月曜日～金曜日）の1日当たりの勉強時間が1時間以上の児童・生徒の割合



「学校の授業時間以外に、普段（月曜日から金曜日）、1日当たりどれくらいの時間、読書を行いますか（電子書籍の読書も含む。教科書や参考書、漫画や雑誌は除く）」に対して10分以上と回答した割合は、小学校は令和3年度（2021年度）以降、全国平均を上回っていますが、中学校はすべての年度において全国平均を下回っています（図表4）。

図表4 学校の授業以外の普段（月曜日～金曜日）の1日当たりの読書時間が10分以上の児童・生徒の割合

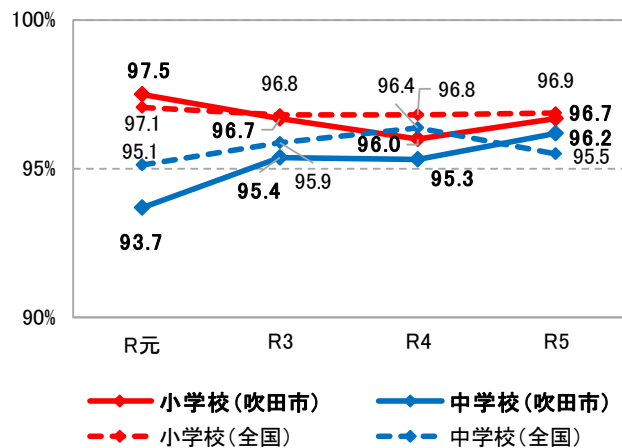
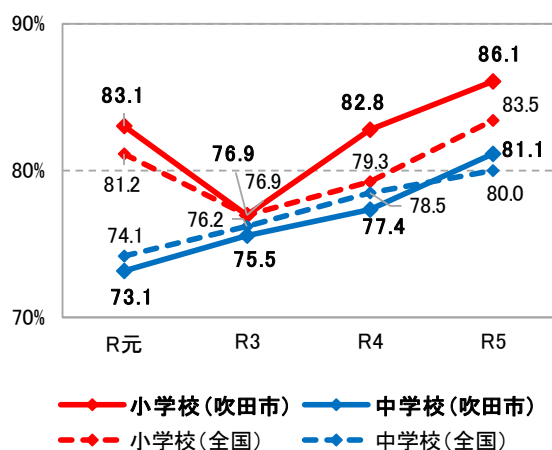


## （2）豊かな心\*の育成

「自分にはよいところがあると思いますか。」に対する肯定的回答の割合は、令和元年度（2019年度）から令和5年度（2023年度）にかけて、小学校では全国平均を上回る傾向にあり、中学校においては、令和元年度（2019年度）から令和4年度（2022年度）は全国平均を下回っていましたが、令和5年度（2023年度）では全国平均を上回りました（図表5）。

「いじめはどんな理由があってもいけないことだと思いますか。」に対する肯定的回答の割合は、小学校では令和元年度（2019年度）から令和4年度（2022年度）にかけて低下し、令和4年度（2022年度）には全国平均よりやや下回っていましたが、令和5年度（2023年度）は上昇し、全国と同水準となっています。中学校では、令和4年度（2022年度）までは全国平均をやや下回っていましたが、令和5年度（2023年度）には全国平均を上回っています（図表6）。

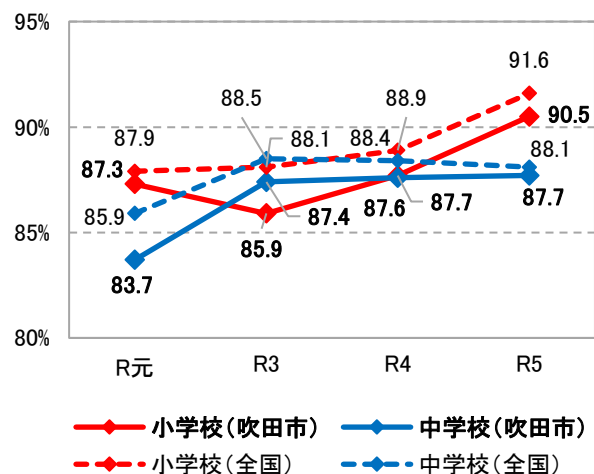
図表5 「自分にはよいところがあると思いますか。」に 図表6 「いじめはどんな理由があってもいけないこと  
に対する肯定的回答の割合 に対する肯定的回答の割合



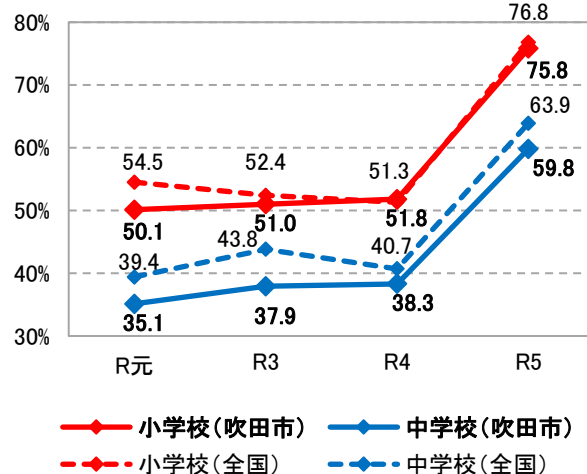
「人が困っているときは、進んで助けていますか。」に対する肯定的回答の割合は、小・中学校ともにすべての年度で全国平均をやや下回る結果となっています（図表7）。

また、「地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることはありますか。」に対する肯定的回答の割合は、小・中学校ともに令和元年度（2019年度）以降上昇傾向にあります。令和5年度（2023年度）において小学校では全国平均とほぼ同水準、中学校では全国平均を下回っています（図表8）。

図表7 「人が困っているときは、進んで助けていますか。」  
に対する肯定的回答の割合



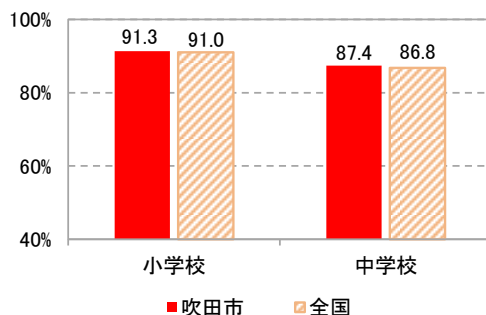
図表8 「地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることはありますか。」に対する  
肯定的回答の割合



※令和5年度（2023年度）は、設問文が「地域や社会をよくするために何かしてみたいと思いますか。」に変更。

「普段の生活の中で幸せな気持ちになることはどれくらいありますか」に対する肯定的回答の割合は、小・中学校ともに全国平均をやや上回っています（図表9）。

図表 9 「普段の生活の中で、幸せな気持ちになることはどれくらいありますか。」に対する肯定的回答の割合



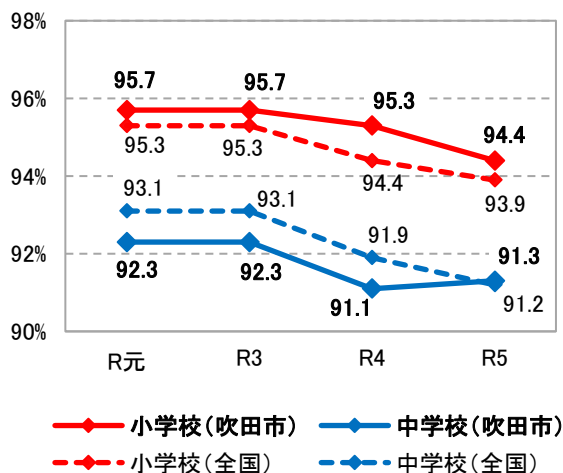
令和 5 年度（2023 年度）のみ実施

### （3）健やかな体の育成

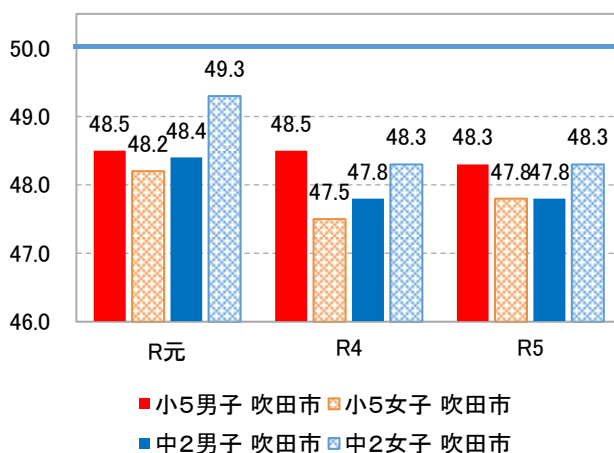
「朝食を毎日食べていますか。」に対する肯定的回答の割合は、小・中学校とも全国平均とほぼ同水準となっています（図表 10）。

全国体力・運動能力・運動習慣等調査<sup>\*</sup>において、体力合計点（運動能力テスト 8 項目の得点の合計）は、すべての年度で、小・中学校男女ともに全国平均を下回っています。令和 5 年度（2023 年度）では、小・中学校男女すべてにおいて、令和元年度（2019 年度）と比べて低下しています（図表 11）。

図表 10 「朝食を毎日食べていますか」に対する肯定的回答の割合



図表 11 体力合計点（全国平均を 50 としたときの、本市の児童・生徒の結果（T スコアで比較））



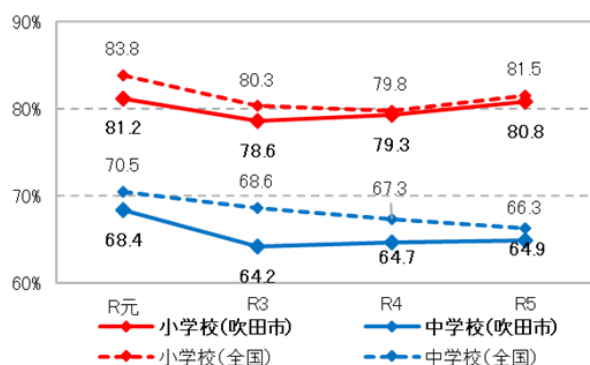
※令和 2 年度（2020 年度）、3 年度（2021 年度）は未実施

### （4）課題への対応力

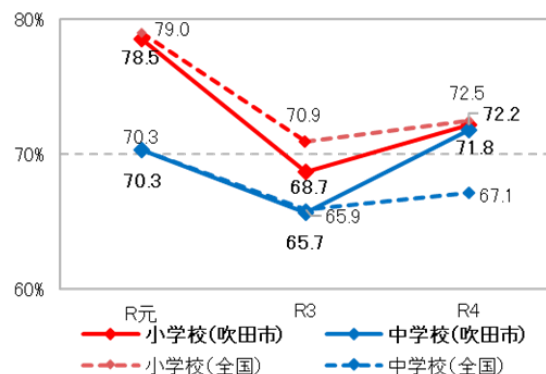
「将来の夢や目標を持っていますか。」に対する肯定的回答の割合は、小・中学校ともに全国平均をやや下回っていますが、小学校では、令和 3 年度（2021 年度）以降上昇傾向がみられ、全国平均との差が小さくなっています（図表 12）。

「難しいことでも、失敗を恐れずに挑戦していますか。」に対する肯定的回答の割合は、令和 3 年度（2021 年度）に低下しましたが、令和 4 年度（2022 年度）に上昇し、小学校では全国平均とほぼ同水準、中学校では全国平均を上回っています（図表 13）。

図表 12 「将来の夢や目標を持っていますか。」に対する肯定的回答の割合



図表 13 「難しいことでも、失敗を恐れずに挑戦していますか。」に対する肯定的回答の割合



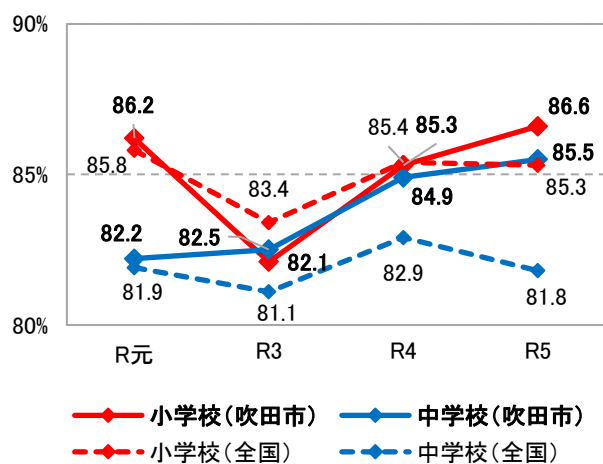
※令和2年度(2020年度)は未実施、図表13 令和5年度(2023年度)は質問項目から削除

## (5) 安心な学校生活

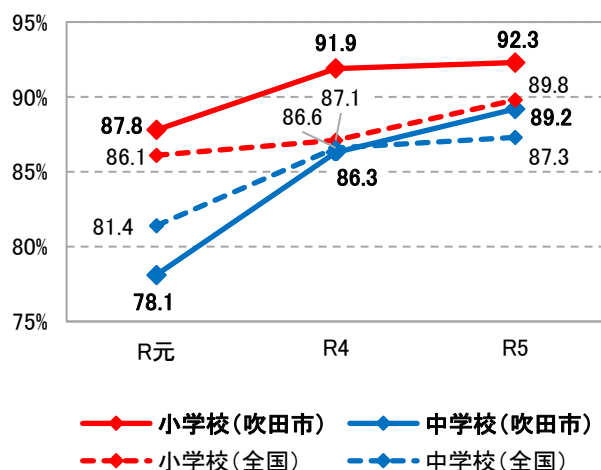
「学校に行くのは楽しいと思いますか。」に対する肯定的回答の割合は、令和元年度(2019年度)は全国平均とほぼ同水準でしたが、令和3年度(2021年度)から令和5年度(2023年度)にかけて、小・中学校ともに上昇傾向にあり、令和5年度(2023年度)は全国平均を上回っています(図表14)。

「先生はあなたのよいところを認めてくれていると思う。」に対する肯定的回答の割合は、令和元年度(2019年度)では、小学校は全国平均を上回っているものの、中学校は全国平均を下回っていましたが、令和5年度(2023年度)には小・中学校ともに全国平均を上回っています(図表15)。

図表 14 「学校へ行くのは楽しいと思いますか。」に対する肯定的回答の割合



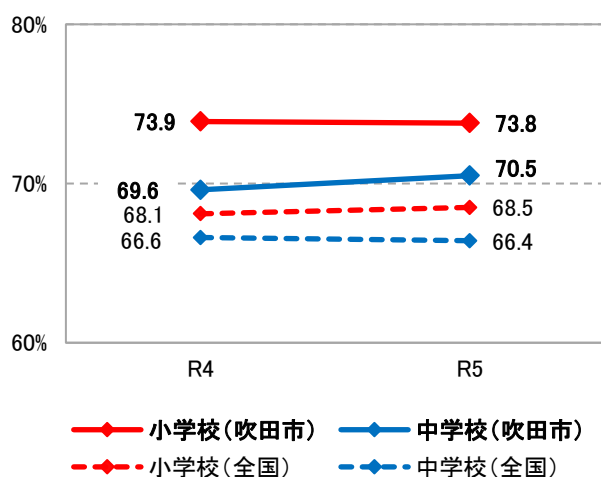
図表 15 「先生はあなたのよいところを認めてくれていると思う。」に対する肯定的回答の割合



「困りごとや不安があるときに、先生や学校にいる大人にいつでも相談できる」に対する肯定的回答の割合は、令和4年度(2022年度)、令和5年度(2023年度)ともに全国平均を上回っています(図表16)。

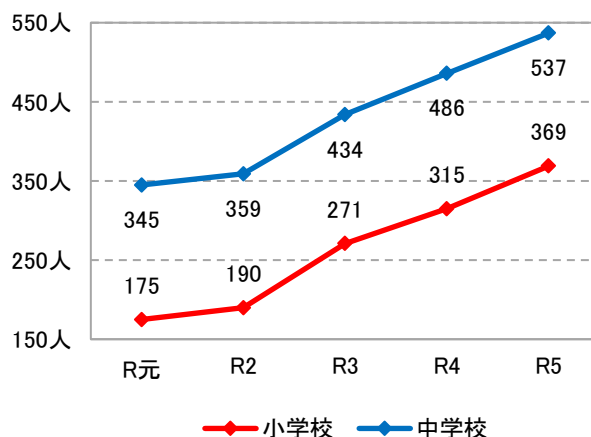
一方で、小・中学校における不登校児童・生徒数は、一貫して増加傾向にあり、令和元年度(2019年度)に比べて、中学校では200人近く増加し、小学校では約2倍となっています(図表17)。

図表 16 「困りごとや不安があるときに、先生や学校にいる大人にいつでも相談できますか。」に対する肯定的回答の割合



※令和元年～令和3年度は設問なし

図表 17 小・中学校における不登校児童・生徒数の推移

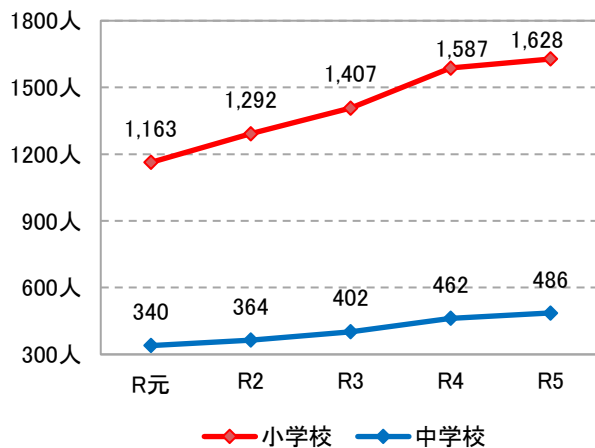


## (6) 一人ひとりが尊重される学びの推進

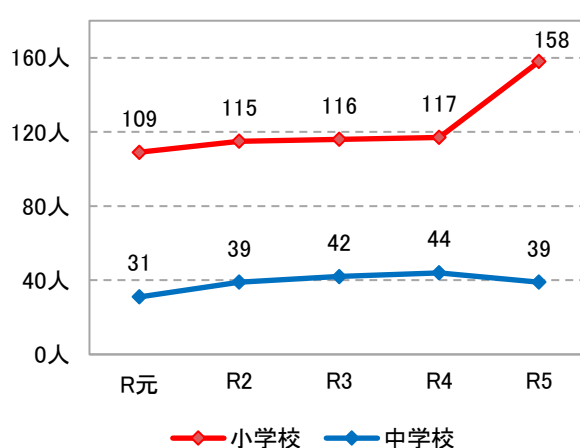
支援学級に在籍する児童・生徒数の推移をみると、令和元年度（2019 年度）から令和 2 年度（2020 年度）にかけて児童数・生徒数ともに一貫して増加しています（図表 18）。

また、通級指導教室の利用児童・生徒数の推移をみると、中学校では、令和 2 年度（2020 年度）以降ほぼ横ばいですが、小学校では、令和 4 年度（2022 年度）から令和 5 年度（2023 年度）にかけ大きく増加し、令和元年度（2019 年度）と比較して約 1.5 倍になっています（図表 19）。

図表 18 支援学級に在籍する児童・生徒数の推移



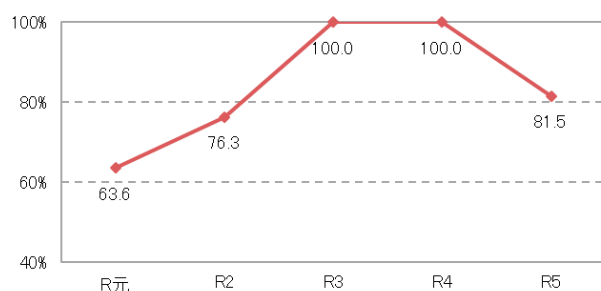
図表 19 通級指導教室利用児童・生徒数の推移



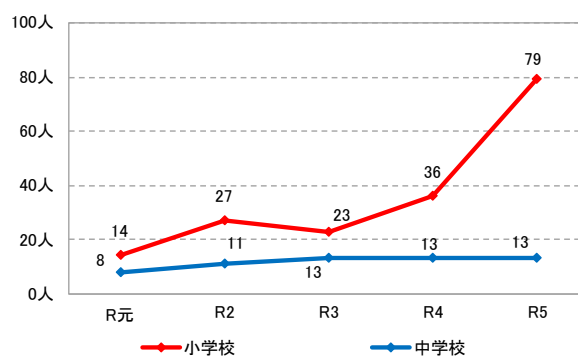
さらに、日本語指導が必要な児童・生徒で、日本語指導を受けている割合の推移をみると、令和元年度（2019 年度）から令和 4 年度（2022 年度）にかけて上昇し、令和 4 年度（2022 年度）には 100%となり、令和 5 年度（2023 年度）は再び 8 割程度となっています（図表 20）。



図表 20 日本語指導が必要な児童・生徒で、日本語指導を受けている割合



図表 21 日本語指導が必要な児童・生徒数の推移

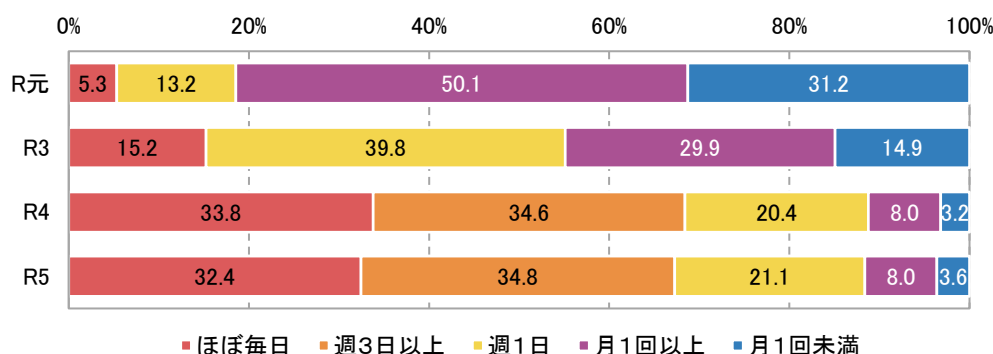


## (7) ICT を活用した学び

5年生までに ICT 機器を使用した授業を受けた経験の回答の推移をみると、令和4年度(2022年度)、令和5年度(2023年度)には、「ほぼ毎日」と回答した割合が3割を超え、令和3年度(2021年度)の約2倍となっています(図表22)。

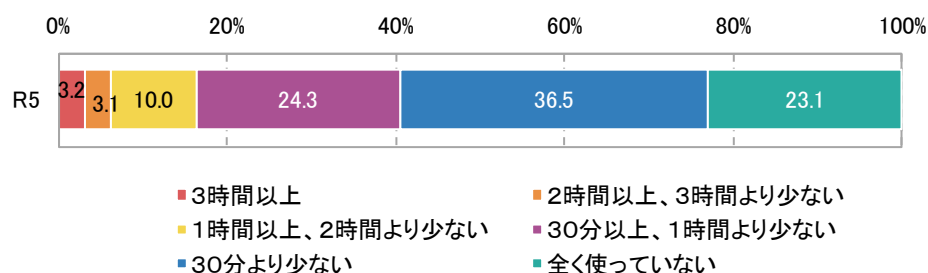
また、学校の授業時間以外での平日1日当たりの ICT 機器を利用した勉強時間の回答割合をみると、約8割の児童が、ICT 機器を用いた勉強をしています(図表23)。

図表 22 「5年生までに受けた授業で、PC・タブレットなどの ICT 機器をどの程度使用しましたか。」に対する回答の割合



※令和3年度までの設問文は、「5年生までに受けた授業で、コンピュータなどの ICT 機器をどの程度使用しましたか。」。また、令和4年度に、「週3日以上」の選択肢が追加。

図表 23 「学校の授業時間以外に、普段(月曜日から金曜日)、1日当たりどれくらいの時間 PC・タブレットなどの ICT 機器を勉強のために使っていますか。(遊びなどの目的に使う時間は除く)」に対する回答の割合(令和5年度)



出典：図表1～10、図表12～16、図表22、23 文部科学省「全国学力・学習状況調査」  
図表11 文部科学省「全国体力・運動能力・運動習慣等調査」  
図表17～21 吹田市

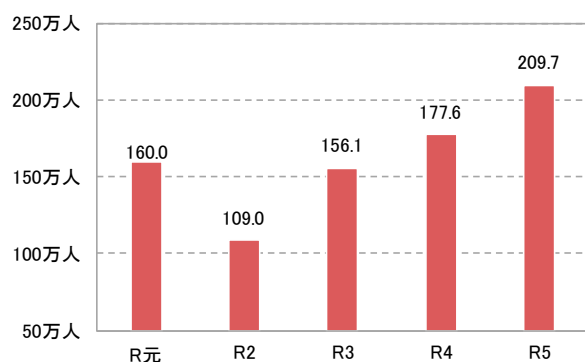
## 2 地域教育

### (1) 生涯学習の充実

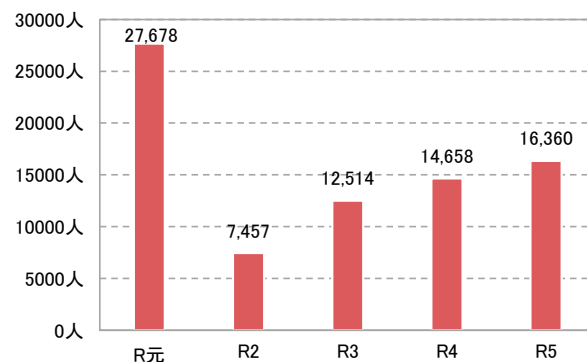
図書館の年間入館者数は、新型コロナウイルス感染症の影響から令和2年度(2020年度)の入館者数は少なくなっていますが、それ以降は令和5年度(2023年度)にかけて大幅に増加し、コロナ禍以前の水準を上回っています(図表24)。

一方、博物館の入館者数等は、新型コロナウイルス感染症の影響から令和2年度(2020年度)の入館者数は少なくなっており、その後増加傾向にあります。コロナ禍以前の水準までには回復していない状況です(図表25)。

図表24 図書館の年間入館者数の推移



図表25 博物館の入館者数等の推移



### (2) 青少年の育成

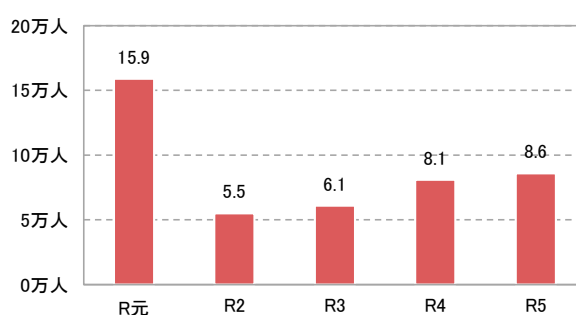
青少年指導者講習会の延べ受講者数は、新型コロナウイルス感染症の影響から令和2年度(2020年度)は未実施、令和3年度(2021年度)は減少しているものの、令和4年度(2022年度)にはコロナ禍以前の水準まで回復しました(図表26)。

また、青少年施設の主催事業への参加者数は、新型コロナウイルス感染症の影響で令和2年(2020年)に大幅に減少し、その後増加傾向にあります。コロナ禍以前の水準までには回復していない状況にあります(図表27)。

図表26 青少年指導者講習会の年間受講者数(延べ)



図表27 青少年施設の主催事業参加者数



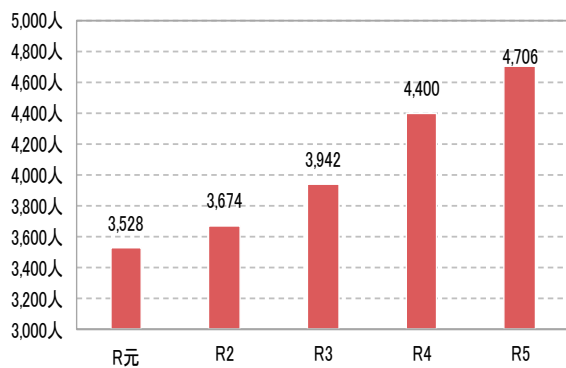
※令和2年度(2020年度)は未実施

### (3) 放課後の居場所づくり

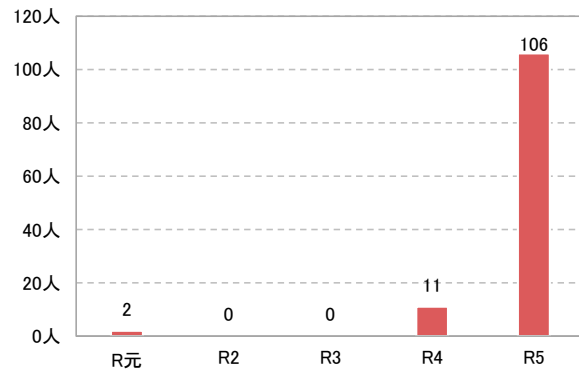
留守家庭児童育成室<sup>\*</sup>の受入児童数の推移をみると、令和元年度（2019 年度）から令和 5 年度（2023 年度）にかけて大幅に増加しています（図表 28）。

また、留守家庭児童育成室の待機児童数は、令和 5 年度（2023 年度）に大きく増加しています（図表 29）。

図表 28 留守家庭児童育成室の受入児童数の推移

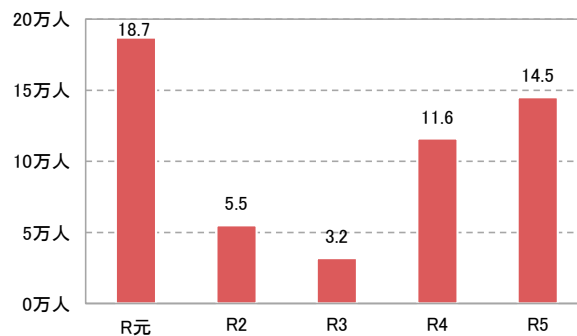


図表 29 留守家庭児童育成室の待機児童数の推移



太陽の広場<sup>\*</sup>の年間参加者数は、新型コロナウイルス感染症の影響で令和 2 年度（2020 年度）、令和 3 年度（2021 年度）は減少しましたが、令和 4 年度（2022 年度）以降は参加者数が再び増加しています（図表 30）。

図表 30 太陽の広場などの年間参加者数



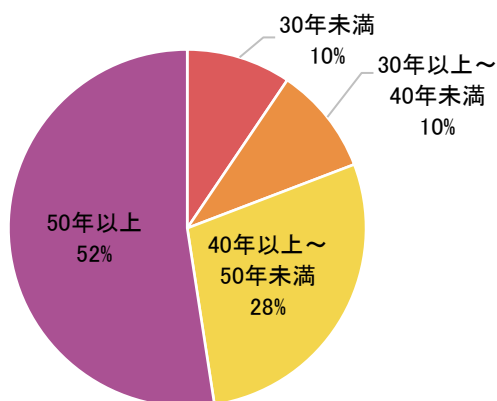
出典:図表 24～30 吹田市

### 3 教育環境

#### (1) 学校教育施設の老朽化

市内の小・中学校棟別の築年数をみると、建築後 50 年以上を経過しているものが過半数を超えています（図表 31）。安全な学習環境を確保するため、改修・改築など、老朽化に向けた対策が必要です。

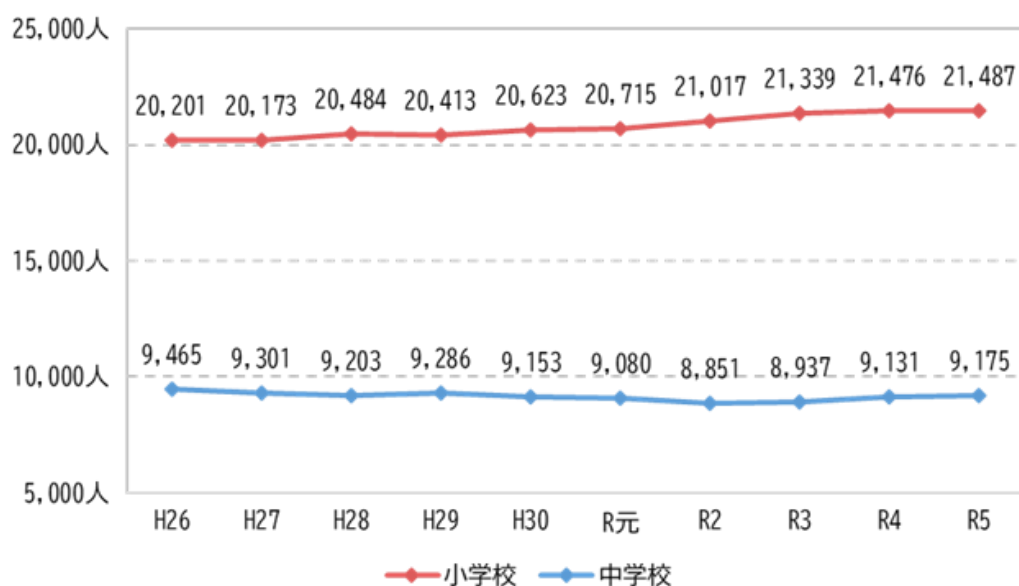
図表 31 小・中学校棟別建築後経過年数



#### (2) 児童・生徒数の推移

市全体の児童・生徒数の推移をみると、生徒数は令和 2 年度（2020 年度）にかけてやや減少し、その後緩やかに増加し、令和 4 年度（2022 年度）以降はほぼ横ばいとなっています。児童数は緩やかな増加傾向にあります（図表 32）。

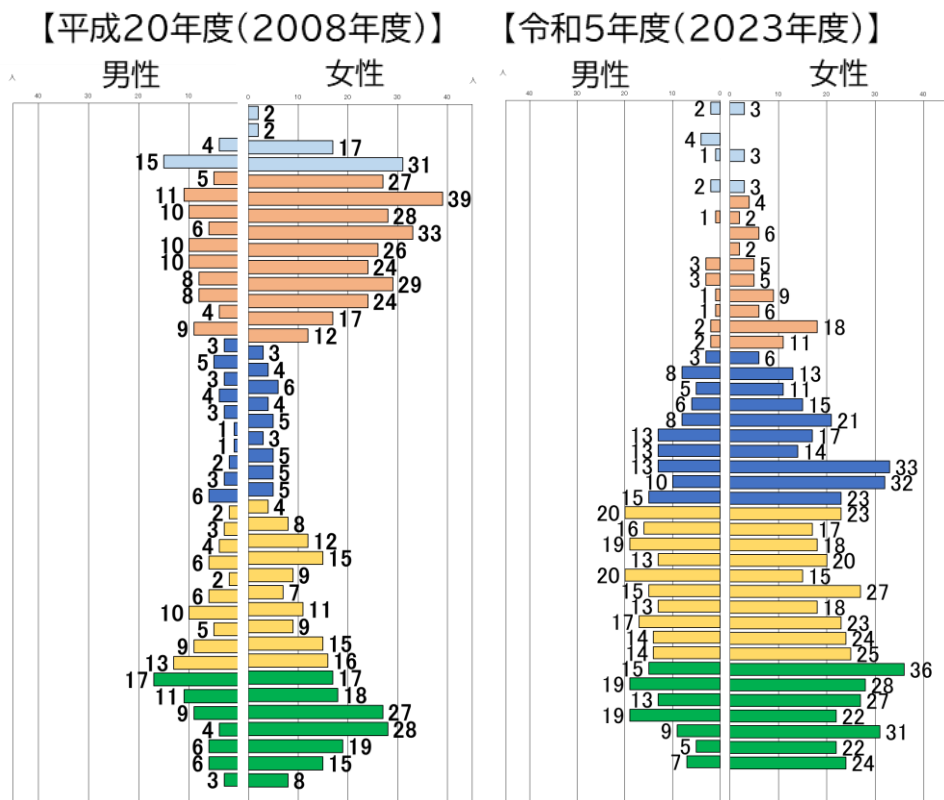
図表 32 過去 10 年間の児童・生徒数の推移



### (3) 教員の年齢構成

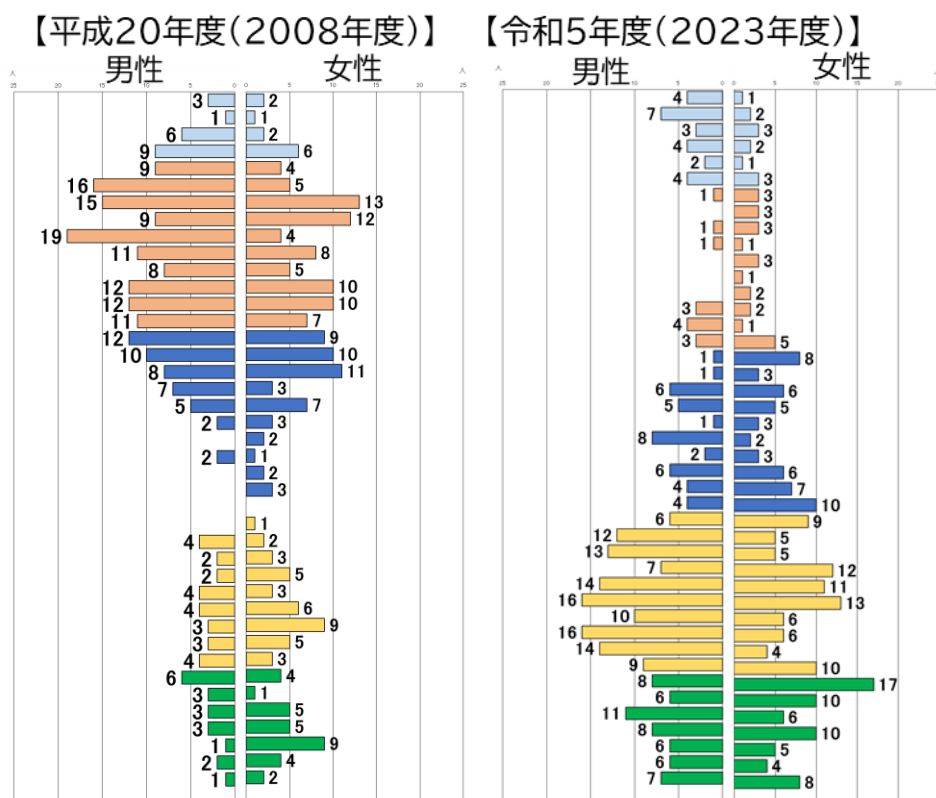
平成20年度(2008年度)と比較すると、令和5年度(2023年度)の教員の年齢構成では子育て世代である30代・40代の教員が小学校・中学校ともに6割を超えており、とりわけ小学校では、女性の割合が男性の1.6倍と高くなっています(図表33①②)。

図表33① 教員男女別年齢構成推移(小学校)



|     | H20年度          | R5年度             |
|-----|----------------|------------------|
| 60代 | 71人<br>(8%)    | 18人<br>(2%)      |
| 50代 | 340人<br>(41%)  | 81人<br>(8%)      |
| 40代 | 71人<br>(8%)    | 279人<br>(27%)    |
| 30代 | 166人<br>(21%)  | 371人<br>(36%)    |
| 20代 | 188人<br>(22%)  | 277人<br>(27%)    |
| 合計  | 836人<br>(100%) | 1,026人<br>(100%) |

図表33② 教員男女別年齢構成推移(中学校)



|     | H20年度          | R5年度           |
|-----|----------------|----------------|
| 60代 | 30人<br>(7%)    | 36人<br>(8%)    |
| 50代 | 200人<br>(46%)  | 37人<br>(8%)    |
| 40代 | 97人<br>(22%)   | 91人<br>(19%)   |
| 30代 | 63人<br>(14%)   | 198人<br>(41%)  |
| 20代 | 49人<br>(11%)   | 112人<br>(24%)  |
| 合計  | 439人<br>(100%) | 474人<br>(100%) |

出典:図表31~33 吹田市

## IV. 体系図

### <基本構想>

|               |               |                 |  |                  |  |
|---------------|---------------|-----------------|--|------------------|--|
| 教育<br>理念      | いのち<br>生命かがやき |                 |  | あす<br>未来を拓く吹田の教育 |  |
|               | ともにつながり       |                 |  |                  |  |
| 基本目標 1        |               | 基本目標 2          |  | 基本目標 3           |  |
| 総合的人間力の<br>育成 |               | 社会全体の<br>教育力の向上 |  | 豊かな教育環境の<br>整備   |  |

### <基本計画>

### <重点課題>

|               |                        |      |                           |       |                       |
|---------------|------------------------|------|---------------------------|-------|-----------------------|
| 基本<br>方向<br>1 | 幼児教育を通して総合的人間力の基礎を培います | 施策1  | 質の高い幼児教育の提供               | 重点課題1 | 誰一人取り残されない学びの保障の推進    |
|               |                        | 施策2  | 小学校との円滑な接続を重視した教育内容の充実    |       |                       |
|               |                        | 施策3  | 多様なニーズに応じた子育て支援の推進        |       |                       |
| 基本<br>方向<br>2 | 義務教育を通して総合的人間力の基礎を培います | 施策4  | 確かな学力の育成                  | 重点課題2 | 誰一人取り残さない子供・若者支援体制の充実 |
|               |                        | 施策5  | 豊かな心の育成                   |       |                       |
|               |                        | 施策6  | 健やかな体の育成                  |       |                       |
|               |                        | 施策7  | 多様な課題に対応する力の育成            |       |                       |
|               |                        | 施策8  | 小中一貫教育の推進                 |       |                       |
| 基本<br>方向<br>3 | 一人ひとりが尊重される学びを推進します    | 施策9  | 児童・生徒を支援する生徒指導の充実         | 重点課題3 | 教員の働き方改革の推進           |
|               |                        | 施策10 | 特別支援教育の充実                 |       |                       |
|               |                        | 施策11 | すべての子供の学ぶ機会の確保            |       |                       |
| 基本<br>方向<br>4 | 安心・安全で豊かな学校環境を整備します    | 施策12 | 教職員の資質能力の向上               |       |                       |
|               |                        | 施策13 | 教員の働き方改革の推進               |       |                       |
|               |                        | 施策14 | 学校・園運営体制の強化・多様な主体との連携     |       |                       |
|               |                        | 施策15 | 安心・安全な学校・園の整備             |       |                       |
|               |                        | 施策16 | 学校規模適正化等の教育環境の整備          |       |                       |
|               |                        | 施策17 | 教育デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進 |       |                       |
| 基本<br>方向<br>5 | 青少年の健やかな育ちを支援します       | 施策18 | 地域全体での青少年育成活動の推進          | 重点課題3 | 教員の働き方改革の推進           |
|               |                        | 施策19 | 遊びや体験活動の推進                |       |                       |
|               |                        | 施策20 | 子供・若者の支援に関する取組            |       |                       |
|               |                        | 施策21 | 放課後の居場所づくりの充実             |       |                       |
| 基本<br>方向<br>6 | 生涯を通じて豊かな学びを提供します      | 施策22 | 生涯学習プログラムの充実              |       |                       |
|               |                        | 施策23 | 循環型の生涯学習社会の実現             |       |                       |
|               |                        | 施策24 | 図書館を通じた豊かな学びの場の提供         |       |                       |
|               |                        | 施策25 | 文化財を通じた豊かな学びの場の提供         |       |                       |



## V. 基本構想

### 1 教育理念

いのち  
生命かがやき    ともにつながり    あす  
未来を拓く吹田の教育

超高齢社会の到来や技術革新の急速な進展など社会の構造や仕組みが大きく変わる中、変化に柔軟に対応し、未来を切り拓く力の育成が求められています。また、環境問題や自然災害など、これまでの経験だけでは解決できない事態に対しては、多様な力をもつ市民が協働して乗り越えていく必要があります。

吹田の教育は、市民一人ひとり多様な価値観を認め、互いの人権を尊重する態度を養い、主体的に学び、考え、行動する力と、個性や能力を活かしながら、人や社会とのつながりを大切にし、未来を切り拓く力を育んでいきます。また、個人と社会のウェルビーイングの向上を図りながら持続可能な社会を創造する力を育んでいきます。

### 2 基本目標

#### 基本目標

1

#### 総合的人間力の育成

幼児教育から学校教育、生涯学習を通し、確かな学力、豊かな心と健やかな体を育み、主体的に行動し、他者と協働しながら未来を切り拓く力を育成します。

#### 基本目標

2

#### 社会全体の教育力の向上

ともに学び支えあう社会の実現に向け、家庭、学校・園、地域、関係機関など多様な主体が協働し、社会全体の教育力の向上に取り組みます。

#### 基本目標

3

#### 豊かな教育環境の整備

安心と安全のもと豊かな空間で学べるよう学校・園の施設を整備するとともに、ICT 環境のさらなる充実や子供たちの居場所づくりなど、社会状況の変化に柔軟に対応し、教育の質の向上に向けた環境整備に取り組みます。

## VI. 重点課題

本市の教育理念を実現していく上で、この５年間で重点的に取り組むべき課題を「重点課題」として定めます。

重点課題は、教育の諸課題のうち、国や社会の動向、本市の状況を踏まえ、計画期間内に重点的に取り組むべき課題を設定しました。

設定した重点課題は、複数の施策が連携し、横断的総合的に取り組んでいく必要のある課題と、主としてひとつの施策を取り上げている課題がありますが、いずれの重点課題も、本市の教育理念を実現するための根幹を成す重要課題であるとの認識のもと、具体的な取組の進行管理を行い、効果的に推進します。

こうした考えに基づき、本市の重点課題として、以下の３つを設定します。

**重点課題 1**      誰一人取り残されない学びの保障の推進

**重点課題 2**      誰一人取り残さない子供・若者支援体制の充実

**重点課題 3**      教員の働き方改革の推進



平成 29 年（2017 年）に施行された「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」等に基づき、児童・生徒の社会的自立に向けた支援を行っています。全国と同様に本市においても不登校児童・生徒数の増加が続いており、不登校の状況にあることによって学びにつながるができない児童・生徒をゼロにするため、一人ひとりに応じた多様な支援を行い、誰一人取り残されない学びの保障を推進していきます。

## ● 現状と課題

- 不登校は、取り巻く環境によっては誰にでも起こり得るものとして捉え、不登校というだけで問題行動であると受け取られないよう配慮し、児童・生徒の最善の利益を最優先に支援を行うことが重要です。
- 登校という結果のみを目標にするのではなく、児童・生徒が将来的に精神的にも経済的にも自立し、豊かな人生を送れるよう、関係機関と連携し社会的自立に向けて支援する必要があります。
- 不登校の児童・生徒の意思を十分に尊重しながら、状況によっては休養が必要な場合があることを留意し、一人ひとりの状況に応じた支援を行うことが必要です。
- 不登校の児童・生徒の学びの場を保障し、学びたいと思った時に学べる環境を整える必要があります。
- 児童・生徒の心の SOS を見逃さず、学校と家庭及び関係機関が連携して早期に支援する必要があります。

図 1 【不登校児童・生徒数（千人率）の推移】

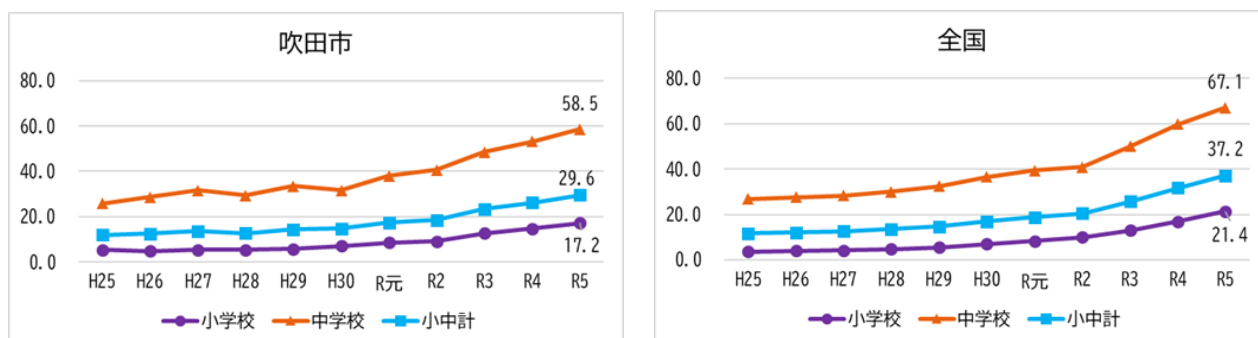


図2 【不登校児童・生徒数の推移】

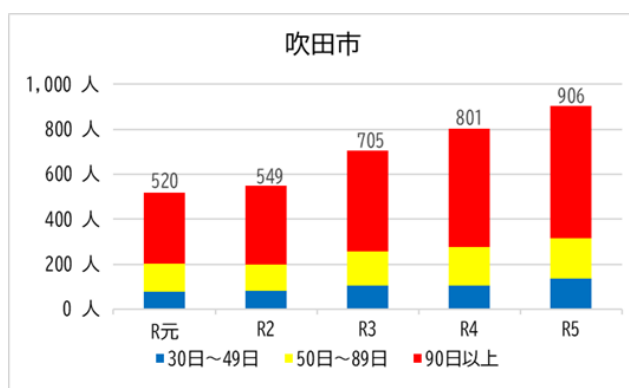
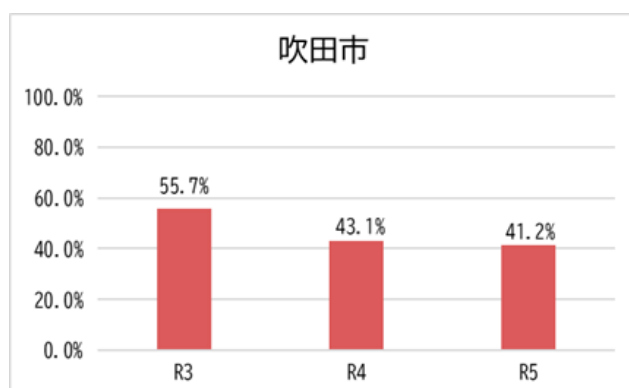


図3 【学校内外の専門機関等で相談・指導等を受けた児童・生徒の割合の推移】



## ● 取 組

不登校により学びの機会や人とのつながりを持てていない児童・生徒をゼロにするため、さまざまな取組を積極的に推進します。

### 1 すべての児童・生徒の学びの場を確保し、学べる環境を整えます

#### （1）校内教育支援教室の充実

学校内に在籍クラス以外で安心して学習・生活できる居場所として「校内教育支援教室」を設置し、環境整備や人的支援等の取組の充実を図ります。

#### （2）教育支援教室「あるくの森」\*の機能強化

不登校の児童・生徒への個に応じた支援に加え、その保護者が必要とする情報を提供するとともに、ICTを効果的に活用し、社会とのつながりを大切にした学びの場の充実を図ります。

#### （3）多様な居場所づくり

児童・生徒の学校以外の学びの場として、市の公共施設を活用するなど、多様な居場所づくりの充実を図ります。

### 2 心のSOSを見逃さず、多角的・組織的な支援の充実を図ります

#### （1）1人1台の学習用端末を活用した心や体調の変化の早期発見

児童・生徒の心や体調の変化への気づきや相談支援のきっかけづくりを増やすため、毎日の健康観察に学習用端末のアプリを活用します。

#### （2）専門的な視点からの対応の充実

児童・生徒の個々の状況に応じたアセスメントの実施により、迅速かつ適切に対応できるようスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー等と連携し、最適な支援につなげます。

#### （3）就学前の検診や発達相談等の結果を活用した個別指導

就学前の子供の発達課題に関わる情報を就学前施設等から市立小学校に引継ぎ、切れ目なく個別指導に活用できるよう連携を図ります。

#### (4) 相談窓口の充実

教育センターでの来所相談、電話相談、小・中学校への教育相談員<sup>\*</sup>、スクールカウンセラーの派遣により、個別の教育相談に加え、教職員へのコンサルテーション<sup>\*</sup>を実施します。また、複雑化・複合化した課題や制度の狭間の相談については、関係部局と連携を図り、重層的支援につなげます。

### 3 安心して学べる学校づくりを推進します

#### (1) 授業改革、学習支援の充実

児童・生徒の個性や能力を生かした授業づくりが行われるよう学習用端末を活用した効果的な学習支援や興味・関心に応じた柔軟な学びを実現します。

#### (2) いじめのない学校づくり

いじめの積極的認知を進めるとともに、いじめ予防授業等を通して傍観者教育など未然防止につながる取組を推進することで、児童・生徒が安心して過ごすことができる学校風土を形成します。

#### (3) 学校風土の見える化ときまりやルールの見直し

学校評価の仕組みを活用して、児童・生徒の学校生活への安心感等の学校風土を把握し、学校運営の改善を図ります。また、学校風土を形成する校則をはじめとしたきまりやルールについて、児童会・生徒会活動を通して、児童・生徒の意見も反映しながら見直しを図ります。

## ● 指 標

|                                                                                   |       |                |      |                   |
|-----------------------------------------------------------------------------------|-------|----------------|------|-------------------|
| <b>普段の生活の中から幸せな気持ちになる児童・生徒の割合を増やします</b><br>【出典：文部科学省「全国学力・学習状況調査」】                |       |                |      |                   |
| 小学校                                                                               | 91.3% | (+0.3ポイント) (注) |      | (令和5年度)           |
| 中学校                                                                               | 87.4% | (+0.6ポイント)     |      | (令和5年度)           |
| <b>学校内外の専門機関等で相談・指導等を受けた児童・生徒の割合</b><br>【出典：文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」】 |       |                |      |                   |
| 41.2%                                                                             |       |                |      |                   |
| (教職員からの継続的な相談・指導等を含めた場合は100%) (令和5年度)                                             |       |                |      |                   |
| ▶▶▶                                                                               |       | 目標値            | 100% | (令和11年度)          |
| ※不登校児童・生徒数を母数として算出                                                                |       |                |      |                   |
| <b>スクールソーシャルワーカーの支援により不登校、虐待等の課題が解決もしくは改善した児童・生徒の割合</b>                           |       |                |      |                   |
| 小学校                                                                               | 79.0% | (令和5年度)        | ▶▶▶  | 目標値 100% (令和11年度) |
| 中学校                                                                               | 80.0% |                |      |                   |
| <b>いじめはどんな理由があってもいけないことだと思う児童・生徒の割合を増やします</b><br>【出典：文部科学省「全国学力・学習状況調査」】          |       |                |      |                   |
| 小学校                                                                               | 96.7% | (-0.2ポイント)     |      | (令和5年度)           |
| 中学校                                                                               | 96.2% | (+0.7ポイント)     |      |                   |

(注) ( )内のポイントの値は全国平均との差を示しています。

令和 5 年（2023 年）12 月に閣議決定された「こども大綱」において、すべての子供・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指すと言われています。また、子供・若者の状況に応じて必要な支援が特定の年齢で途切れることなく行われ、自分らしく社会生活を送ることができるようになるまでを社会全体で切れ目なく支えることが求められています。

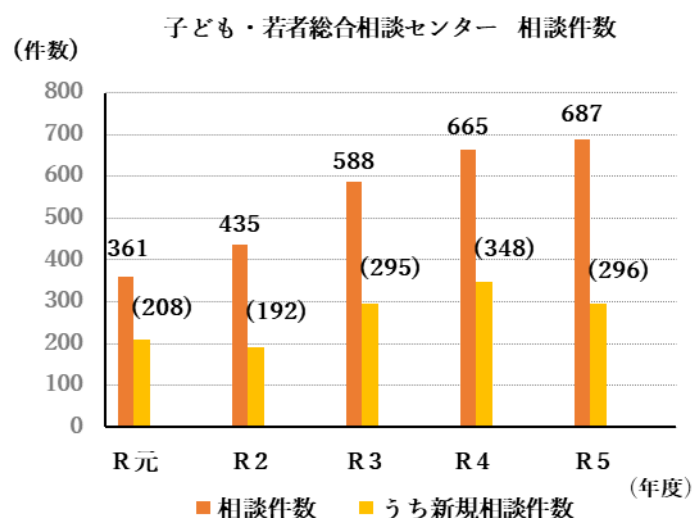
## ● 現状と課題

○子ども・若者総合相談センター\*では、課題を抱えている 39 歳までの子供・若者とその家族を対象に子ども・若者支援地域協議会\*と連携しながらさまざまな相談に応じています。

○子供・若者をめぐる問題は、不登校、高校中退、いじめ、非行、児童虐待、DV、ヤングケアラー、生活困窮、ひきこもり、就労、障がい、こころの健康、自殺等、年々複雑化・複合化しており、子供・若者のみでなく世帯全体に課題があるケースも多く、支援が必要であるにもかかわらず自ら支援を求めることができない状況です。

○課題を抱えたまま学校や社会につながらない状態が長期間続くと、自立がいつそう難しくなります。そのため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と連携し、早期発見・早期支援につなげることが重要と考えます。

○中学校卒業後も支援が途切れないよう、福祉関係機関や他の支援機関等と連携し、切れ目のない支援を行えるよう、さらなる支援体制の強化が必要です。



## ● 取 組

### 1 複雑化・複合化した課題を有する子供・若者の早期発見・早期支援

(1) 子供・若者支援の周知・支援につながるきっかけづくり

中学校の生徒に対し、「子ども・若者総合相談センター案内カード」を配付するとともに、子供・若者を支援している支援機関一覧「子ども・若者支援マップ」を支援機関に配付し、支援機関の周知に

努め、支援が必要な子供・若者が支援につながるきっかけづくりを行います。

(2) 複雑化・複合化した課題を有する子供・若者の早期発見

世帯全体が複雑化・複合化した課題を有しており、支援が必要でありながら支援を求めることができない子供・若者の早期発見、支援への誘導、関係機関と連携したチームでの支援を行います。

(3) 子供・若者に寄り添った伴走型支援

困難を有する子供・若者(39歳まで)及びその家族に対し、関係機関と連携しながら、社会的自立まで伴走型の支援を行います。

(4) アウトリーチ\*支援(訪問支援)の強化

アウトリーチ型の支援の強化を行い、家庭訪問のみならず、課題の解決に向けてさまざまな場所に同行し、支援を行います。

## 2 誰一人取り残さない子供・若者支援を行うための関係機関連携

(1) 子ども・若者支援地域協議会における連携の強化

関係機関等が行う支援を適切に組み合わせることにより、効果的かつ円滑な実施を図るため設置している子ども・若者支援地域協議会の連携を強化し、支援対象者だけでなく、支援者も一人にしないチームでの支援体制を構築します。

(2) 他の協議会との連携

要保護児童対策地域協議会\*、生活困窮者自立支援連絡調整会議\*、重層的支援体制整備事業\*で設置されている会議体や他の協議会との連携を強化し、吹田市全体が一体となって支援していきます。

(3) 学校との連携

課題を有する子供・若者の早期の発見の場として中学校、高等学校等と連携を強化します。特に、安定した高校生活、高校卒業後の進学・就労等社会的自立までの支援を強化します。

## 3 切れ目のない支援体制の強化

中学校卒業や高校中退、高校卒業等、特定の年齢で途切れることなく継続した支援を行えるよう体制を強化します。

### ● 指 標

| 子ども・若者総合相談センター新規相談件数 |           |     |     |       |            |
|----------------------|-----------|-----|-----|-------|------------|
| 296 件                | (令和 5 年度) | ▶▶▶ | 目標値 | 368 件 | (令和 11 年度) |
| 子ども・若者総合相談センター社会参画件数 |           |     |     |       |            |
| 90 件                 | (令和 5 年度) | ▶▶▶ | 目標値 | 121 件 | (令和 11 年度) |

本市では、平成 30 年（2018 年）に「教職員の勤務時間適正化プランⅡ」を策定し、外部人材や ICT の活用等を行い教員の長時間勤務の解消に向けて取り組んできましたが、依然として長時間勤務の教員が多い状況です。教育の根幹を担う教員のウェルビーイングを確保し、心身ともに健康でやりがいを持って子供たちと向き合い、より良い教育を提供することができるよう長時間勤務の解消に向けて集中的に働き方改革を推進します。

## ● 現状と課題

○国が定める時間外在校等時間の上限目安である月 45 時間や過労死ラインを超えている教員が多くおり、教育の質を確保するには教員が心身の健康と心の余裕を持てる環境を整備する必要があります。

○教員自身が現在の状況や働き方を課題と捉え、解消に向けた取組推進の必要性や目的を認識するとともに、業務の軽減や適正化に組織的に取り組む状況づくりが必要です。

○保護者や地域諸団体に対して、教育委員会が方針を整理し周知することで教員の厳しい勤務状況の理解、課題解消に向けた協力を促す必要があります。

○多様化・複雑化した学校及び教員の業務を整理した上で、その担い手や手法、進め方を検討する必要があります。

○児童・生徒への指導・支援の質的向上、教員の負担軽減に向けて、専門職等多様な人材やさまざまな手法を効果的に活用できるようにする必要があります。

【令和 5 年度（2023 年度）吹田市教員の時間外在校等時間（月当たり）（首席・指導教諭・教諭）】

|     | 30H未満           | 30H以上<br>45H未満  | 45H以上<br>80H未満  | 80H以上<br>100H未満 | 100H<br>以上    |
|-----|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|---------------|
| 小学校 | 522人<br>(51.0%) | 238人<br>(23.2%) | 244人<br>(23.8%) | 15人<br>(1.5%)   | 5人<br>(0.5%)  |
| 中学校 | 156人<br>(33.3%) | 69人<br>(14.7%)  | 153人<br>(32.7%) | 50人<br>(10.7%)  | 40人<br>(8.6%) |

小学校において  
2人に1人が30時間以上  
4人に1人が45時間以上  
中学校において  
2人に1人が45時間以上  
5人に1人が80時間以上

## ● 取 組

教員が多様な子供たち一人ひとりに応じたより良い教育を提供できる状況となるよう、教員が心身ともに余裕をもって充実して働ける環境を整備し、ウェルビーイングの向上を図ります。



## 1 学校組織全体の意識変革

- (1) 学校管理職が、教員の働き方改革や女性の働く場の環境改善の必要性、目指すべき状況を理解して教員に働きかけることで、継続的に学校全体での意識の向上を図り、取組の推進につなげます。
- (2) 学校の出退勤記録を把握・確認し、上限の目安を超えて長時間勤務を行っている教員に対し、管理職からの指導を促します。また、継続して状況を把握し、進捗管理を行います。
- (3) 教育委員会が、学校に対し、学校内での情報共有や研修に活用できるよう、働き方改革に係る参考データや他市先行事例を提供するとともに、課題に対して迅速かつ的確に対応します。

## 2 保護者・地域の理解及び協力の促進

- (1) 保護者や地域に対し、多様化・複雑化した業務への対応の負担、恒常的な長時間勤務など教員のおかれている状況を周知し、働き方改革への理解を促します。
- (2) 地域諸団体に対し、教員の働き方改革の推進、子供たちのより良い教育環境の確保に向けた連携や協力を求め、地域全体で取り組んでいくという仕組みの構築を進めます。
- (3) 保護者や地域に対し、教員の学校外の業務について、その位置づけや本来対応すべき主体を具体的に示すことで、地域との連携強化、家庭教育の充実につなげます。

## 3 業務の軽減・適正化

- (1) 多様化・複雑化した学校の業務を下記の3つに分類し、分類した学校業務について、まずは精選を行い、責任を明確にした上で継続・改変・縮小・廃止などその取扱いの方向性を早期に示します。
- (2) 教育委員会による学校への調査や照会など業務の縮減・簡素化を検討し、実施するとともに回答方法等の効率化を図ります。

## 4 多様な人材・手法の効果的な活用

- (1) 分類・精選した各業務の内容や特性を踏まえ、効果的かつ持続可能な担い手や手法、進め方を再検討します。

| I 基本的には学校以外が担うべき業務                                                                                                                                                                    | II 学校の業務だが必ずしも教員が担う必要のない業務                                                                                                                            | III 教員の業務だが負担軽減が可能な業務                                                                                                                                                         |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>【取組例】</b><br><br>① 登下校に関する対応<br>⇒ 保護者・地域<br><br>② 放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応<br>⇒ 保護者・地域<br><br>③ 学校徴収金の徴収・管理<br>⇒ 市教育委員会<br>(まずは徴収事務から移行)<br><br>④ 地域ボランティアとの連絡調整<br>⇒ 地域諸団体 | <br><br>① 調査・統計等への回答等<br>⇒ 学校事務、学校副管理者<br><br>② 児童生徒の休み時間における対応<br>⇒ 有償ボランティア など<br><br>③ 校内清掃の指導<br>⇒ 有償ボランティア など<br><br>④ 部活動(部活動指導員等)<br>⇒ 部活動外部委託 | <br><br>① 授業準備<br>⇒ 教科担任制、教材共有<br><br>② 校内教育支援教室<br>⇒ 居場所サポーター<br><br>③ 学習評価や成績処理<br>⇒ 採点システムの導入<br><br>④ 学校行事の準備・運営<br>⇒ 精選、簡素化、短縮<br><br>⑤ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応<br>⇒ SSW、SCの拡充 |

※ 平成31年1月中央教育審議会答申で示されたいわゆる「学校・教師が担う業務に係る3分類」に基づき整理された内容をもとに取組例を示しています。



- (2) 学校運営を支える人材の全体像を整理し、持続可能で教員がより良い教育の提供に専念できる体制の構築を図ります。
- (3) ICT の活用を学校全体で着実に進め、すべての教員がその効果を受けることのできる環境を整えます。

## ● 指 標

|                                                      |           |     |     |       |            |
|------------------------------------------------------|-----------|-----|-----|-------|------------|
| 月当たり時間外在校等時間が 80 時間以上の教員を 0 人にします                    |           |     |     |       |            |
| 110 人                                                | (令和 5 年度) | ▶▶▶ | 目標値 | 0 人   | (令和 8 年度)  |
| 月当たり時間外在校等時間が 45 時間以上の教員を令和 8 年度（2026 年度）中に半減させます    |           |     |     |       |            |
| 507 人                                                | (令和 5 年度) | ▶▶▶ | 目標値 | 250 人 | (令和 8 年度)  |
| 月当たり時間外在校等時間が 30 時間以上の教員を令和 11 年度（2029 年度）中に 0 人にします |           |     |     |       |            |
| 814 人                                                | (令和 5 年度) | ▶▶▶ | 目標値 | 0 人   | (令和 11 年度) |

## VII. 基本計画

### ■ 基本計画の見方

3つの基本目標を実現するために6の基本方向と25の施策からなる基本計画を策定しました。基本方向ごとに、「ねらい」「現状と課題」「指標」を明らかにした上で、今後取り組むべき施策の内容などについて記載しています。

#### 基本方向

基本目標を実現するための取組を示しています。

#### 基本方向のねらい

基本方向の取組を通じて何を実現したいかを示しています。

#### 基本方向1 幼児教育を通して総合的人間力の基礎を培います

##### ■ 基本方向のねらい

人格形成にとって重要な幼児期に、遊びや生活の中でさまざまな人やものと主体的に関わり、総合的人間力<sup>\*</sup>の基礎を培うとともに、小学校への円滑な接続に向けた取組を進めます。また、地域や保護者の多様なニーズに応じた子育て支援を推進します。

##### ■ 現状と課題

○平成27年(2015年)から「子ども・子育て支援新制度」<sup>\*</sup>が実施されたことにより、幼稚園や認定こども園<sup>\*</sup>、保育所などを通じてすべての子供が健やかに成長できるよう、質の高い幼児教育を提供することが一層求められています。

○本市では、いろいろな遊びを通して子供たちの成長を促したり、近隣園や、小・中学校、高齢者などさまざまな人との交流を行ったりして、人と関わる力をはじめとした総合的人間力の基礎となる力を育成してきました。

○「幼保小の架け橋プログラム」<sup>\*</sup>で掲げられている架け橋期(義務教育開始前後の5歳児から小学校1年生の2年間)にふさわしい主体的・対話的で深い学び<sup>\*</sup>の実現に向けて小学校や近隣園とのさらなる連携を図る必要があります。

○「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」<sup>\*</sup>を実現できるよう、幼児教育、保育の質の向上に努めるとともに、経験の浅い職員が増加しており、経験年数や課題に応じた研修の実施、園や職員同士の交流、学び合う機会の充実など、職員の資質向上に向けた支援が重要です。

○地域の実態や保護者のニーズに応じた子育て支援を充実させ、安心して子育てできる環境づくりが求められています。

○ICT機器を活用した子育て相談や育児教室を実施しました。子育て支援の充実に向けて、ICT機器のさらなる活用の創意工夫が求められています。

##### ■ 施策

#### 施策1 質の高い幼児教育の提供

子供たちが園生活に主体的に関われるよう、教育的意図をもった働きかけを行うとともに、地域の小学校をはじめさまざまな人との交流により人と関わる力を育み、一人ひとりの発達に応じた質の高い教育・保育の実践を進めます。

研修の企画や経験の浅い職員の指導・助言を行う幼児教育アドバイザー<sup>\*</sup>のさらなる活用によって職員研修の充実を図り、教育・保育の実践力の向上に努めます。

幼稚園教育要領<sup>\*</sup>、保育所保育指針及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領の趣旨を踏まえ、すべての子供が健やかに成長するための教育・保育が行えるよう職員研修を実施し、学びを

## 施策

基本方向の実現に向け、取り組む具体的な施策を示しています。

## 施策名

各施策の名称を示しています。

保育に生かしたり職員に伝達したりすることで、各園の実践力を育成します。

所管室課：保育幼稚園室

### 施策2 小学校との円滑な接続を重視した教育内容の充実

子供の発達や学びの連続性を確保する観点から、小学校教諭との合同研修や意見交換を行うなど「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有します。また、小学校との継続的な交流を通し小学校への円滑な接続に努めます。

配慮を要する子供の就学については、就学する小学校や関係機関と連携し、子供とその保護者の不安解消に努めるとともに、「個別的教育支援計画」\*等の作成や丁寧な引継により小学校への円滑な移行に努めます。

所管室課：

## 施策の内容

「現状と課題」を踏まえて、施策の主な目的や方向性を示しています。

### 施策3 多様なニーズに応じた子育て支援の推進

多様な保護者ニーズに応じるために、一時預かり保育の実施や入園前の子供やその保護者を対象とした親子教室や園庭開放の実施、子育て相談等について ICT 機器の活用により一層充実を図るとともに、保護者の不安や悩みの軽減につながるよう家庭教育の支援を行い、安心して子育てができる環境づくりを進めます。

所管室課：保育幼稚園室

## 指標

|                       |           |     |     |          |            |
|-----------------------|-----------|-----|-----|----------|------------|
| 幼児教育アドバイザーの育成         |           |     |     |          |            |
| 48 人                  | (令和 5 年度) | ▶▶▶ | 目標値 | 60 人     | (令和 11 年度) |
| 吹田市教育・保育施設職員研修の年間受講者数 |           |     |     |          |            |
| 2,793 人               | (令和 5 年度) | ▶▶▶ | 目標値 | 4,000 人  | (令和 11 年度) |
| 子育て支援の取組の開催回数         |           |     |     |          |            |
| 7,802 回               | (令和 5 年度) | ▶▶▶ | 目標値 | 11,000 回 | (令和 11 年度) |

## 指標

ねらいの達成をこの指標で確認します。

(注)「子育て支援の取組の開催回数」は親子教室実施回数、子育て相談件数の合計を示しています。(私立保育所については補助金を交付している施設の回数)

## 基本方向1 幼児教育を通して総合的人間力の基礎を培います

### ■ 基本方向のねらい

人格形成にとって重要な幼児期に、遊びや生活の中でさまざまな人やものと主体的に関わり、総合的人間力<sup>\*</sup>の基礎を培うとともに、小学校への円滑な接続に向けた取組を進めます。また、地域や保護者の多様なニーズに応じた子育て支援を推進します。

### ■ 現状と課題

- 平成 27 年（2015 年）から「子ども・子育て支援新制度」<sup>\*</sup>が実施されたことにより、幼稚園や認定こども園<sup>\*</sup>、保育所などを通じてすべての子供が健やかに成長するよう、質の高い幼児教育を提供することが一層求められています。
- 本市では、いろいろな遊びを通して子供たちの成長を促したり、近隣園や、小・中学校、高齢者などさまざまな人との交流を行ったりして、人と関わる力をはじめとした総合的人間力の基礎となる力を育成してきました。
- 「幼保小の架け橋プログラム」<sup>\*</sup>で掲げられている架け橋期（義務教育開始前後の 5 歳児から小学校 1 年生の 2 年間）にふさわしい主体的・対話的で深い学び<sup>\*</sup>の実現に向けて小学校や近隣園とのさらなる連携を図る必要があります。
- 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」<sup>\*</sup>を実現できるよう、幼児教育、保育の質の向上に努めるとともに、経験の浅い職員が増加しており、経験年数や課題に応じた研修の実施、園や職員同士の交流、学び合う機会の充実など、職員の資質向上に向けた支援が重要です。
- 地域の実態や保護者のニーズに応じた子育て支援を充実させ、安心して子育てできる環境づくりが求められています。
- ICT 機器を活用した子育て相談や育児教室を実施しました。子育て支援の充実に向けて、ICT 機器のさらなる活用の創意工夫が求められています。

### ■ 施策

#### 施策1 質の高い幼児教育の提供

子供たちが園生活に主体的に関われるよう、教育的意図をもった働きかけを行うとともに、地域の小学校をはじめさまざまな人との交流により人と関わる力を育み、一人ひとりの発達に応じた質の高い教育・保育の実践を進めます。

研修の企画や経験の浅い職員の指導・助言を行う幼児教育アドバイザー<sup>\*</sup>のさらなる活用によって職員研修の充実を図り、教育・保育の実践力の向上に努めます。

幼稚園教育要領<sup>\*</sup>、保育所保育指針及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領の趣旨を踏まえ、すべての子供が健やかに成長するための教育・保育が行えるよう職員研修を実施し、学びを

保育に生かしたり職員に伝達したりすることで、各園の実践力を育成します。

所管室課：保育幼稚園室

## 施策2 小学校との円滑な接続を重視した教育内容の充実

子供の発達や学びの連続性を確保する観点から、小学校教諭との合同研修や意見交換を行うなど「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有します。また、小学校との継続的な交流を通し小学校への円滑な接続に努めます。

配慮を要する子供の就学については、就学する小学校や関係機関と連携し、子供とその保護者の不安解消に努めるとともに、「個別的教育支援計画」\*等の作成や丁寧な引継ぎを行うことにより小学校への円滑な移行に努めます。

所管室課：保育幼稚園室

## 施策3 多様なニーズに応じた子育て支援の推進

多様な保護者ニーズに応じるために、一時預かり保育の実施や入園前の子供やその保護者を対象とした親子教室や園庭開放の実施、子育て相談等について ICT 機器の活用により一層充実を図るとともに、保護者の不安や悩みの軽減につながるよう家庭教育の支援を行い、安心して子育てができる環境づくりを進めます。

所管室課：保育幼稚園室

## 指標

| 幼児教育アドバイザーの育成         |           |     |     |          |            |
|-----------------------|-----------|-----|-----|----------|------------|
| 48 人                  | (令和 5 年度) | ▶▶▶ | 目標値 | 60 人     | (令和 11 年度) |
| 吹田市教育・保育施設職員研修の年間受講者数 |           |     |     |          |            |
| 2,793 人               | (令和 5 年度) | ▶▶▶ | 目標値 | 4,000 人  | (令和 11 年度) |
| 子育て支援の取組の開催回数         |           |     |     |          |            |
| 7,802 回               | (令和 5 年度) | ▶▶▶ | 目標値 | 11,000 回 | (令和 11 年度) |

(注)「子育て支援の取組の開催回数」は親子教室実施回数、子育て相談件数の合計を示しています。(私立保育所については補助金を交付している施設の回数)



## 基本方向 2 義務教育を通して総合的人間力の基礎を培います

### ■ 基本方向のねらい

義務教育を通して、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」とともに新しい時代に求められる資質や能力（言語能力・情報活用能力、問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力）を含めた総合的人間力を育成します。また、すべての子供が安心して学べる支援や地域との連携を生かした教育活動を推進します。

### ■ 現状と課題

- 入学直後の小学校生活を円滑にするため、幼稚園等から引き継ぐ視点として「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有し、幼児期の教育と小学校の教育を連続性・一貫性のあるものとしていくことが必要です。
- 学習指導要領<sup>\*</sup>の趣旨を踏まえ、効果的なカリキュラム・マネジメント<sup>\*</sup>による適正な教育課程の実施、育てたい資質・能力の明確化を図る学校体制の構築が求められています。
- 全国学力・学習状況調査では、小・中学校、どの教科においても正答率が全国平均を上回っています。正答率の低い問題から、グラフやデータ、内容のまとまりの情報を的確に把握・比較し、自分の考えをまとめたり、説明したりする力を引き続き伸ばしていくことが必要だと考えます。令和3年度（2021年度）以降、小・中学校の国語以外の正答率が低下しました。低下した主な要因として、コロナ禍において、対話的で深い学びを生み出す授業づくりが困難であったことが考えられます。
- すべての教育活動を人権尊重の視点に立って進めるとともに、特別の教科道德の時間と各教科を関連づけるなど児童・生徒の豊かな心の育成を図る必要があります。また、いじめ・問題行動の未然防止や不登校、虐待等へのきめ細かな対応に努める必要があります。加えて、子供の意見表明、主権者教育を推進していく必要があります。
- 令和5年度（2023年度）全国体力・運動能力、運動習慣等調査において、小学校では、握力、反復横跳び、上体起こし等6種目、中学校では、握力、反復横跳び、50メートル等7種目の平均値が小・中学校男女とも全国平均を下回っています。運動能力の向上策を講じるとともに、学力・体力と相関関係のある生活習慣の改善にも取り組む必要があります。
- 「かるしお<sup>®</sup>」<sup>\*</sup>手法の給食について、減塩の意義の理解は進んでいますが、給食に関するアンケートでは主に味覚における評価が低くなってきているため、さらに献立の改善を図る必要があります。子供の健康への意識向上のため、昨今の社会状況を踏まえて、違法薬物に対する知識・認識を児童・生徒がより深める必要があります。
- 教育課程特例校制度により、平成29年度（2017年度）からすべての小学校で1年生からの外国語活動に取り組み、小学校英語専科指導教員や英語指導助手（AET）<sup>\*</sup>の活用、本市独自の英語コミュニケーション体験事業を通じ英語教育の充実を図ってきました。多様な課題に柔軟に対応できるよう、英語教育をはじめ、プログラミング教育<sup>\*</sup>、体験活動や部活動も含めた幅広い教育活動の推進が必要です。

○GIGA スクール構想による 1 人 1 台学習用端末の配備に伴い、デジタル社会の中でも、お互いの人権を尊重しながらコミュニケーションを図ることができる能力を育成するためデジタル・シティズンシップ教育<sup>\*</sup>を進めてきました。学習用端末では大きなトラブルなく少しずつ活用が進んでいますが、一方で、個人で持つ端末ではネット上でのいじめや画像の流出といった事案が生起している状況です。デジタル・シティズンシップ教育がすべての教育活動の中で学習内容と有機的に関連付けられ、児童・生徒の日常生活の中でも活かしていくために、実態を把握しながら義務教育 9 年間を見通したカリキュラムの改善・充実に取り組み、デジタル・シティズンシップ教育で養うべき能力を明確化し、実践の充実につなげる必要があります。

○平成 26 年度（2014 年度）からスタートした「小中一貫教育実施プランⅡ」に基づき、すべての中学校ブロックにおいて小中一貫教育カリキュラムを作成しました。また、令和 2 年度（2020 年度）からスタートした「小中一貫教育最適化プラン<sup>\*</sup>」に基づき、特色ある取組の継続とともに新たな学習指導要領への対応を行ってきました。今後、令和 7 年度（2025 年度）からスタートする「（仮称）第 4 期小中一貫教育推進プラン」に基づいて、児童・生徒により良い教育を提供できるよう、これまでの取組を見直し、推進を図ることが必要です。

○本市の学力課題として、「自分の考えをまとめ、発信する」ことが挙げられます。「小中一貫教育最適化プラン」の重点項目の一つである小・中学校緊密な連携のもと一貫性・継続性のある学習指導や生徒指導を行う必要があります。

## ■ 施策

### 施策 4 確かな学力の育成

学習指導要領が目指す「知識・技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力・人間性等」の育成に継続して取り組むとともに、複数の資料を関連づけて、それをもとに論理的に考えたり、自分の考えをまとめ、伝えたりする活動を教科横断的に行うなど、各学校の授業改革に向けた支援を行います。また、児童・生徒が自分自身の学習活動に対して能動的に関わり、自らの学習を調整していくことや多様な他者との協働などについて発達段階に配慮しながら指導を行い、確かな学力の育成を図ります。また、子供たちが社会的自立に向け、学んだ力を活かし、他者と連携・協働しながら、地域の諸課題に対して意識を高め、社会に参画していく力の育成を図ります。

所管室課：学校教育室・教育センター

### 施策 5 豊かな心の育成

多面的・多角的に考え、議論する「道徳科」の授業を道徳教育の要とし、子供たちの豊かな情操や道徳心を培い、正義感、責任感、自他の生命の尊重、他者への思いやり、自己肯定感、人間関係を築く力、社会性など、学校教育全体を通じて豊かな心を育みます。子供の最善の利益の実現と主観的ウェルビーイングの向上を図るとともに人格形成の根幹を育みます。

所管室課：学校教育室



## 施策6 健やかな体の育成

体力・運動能力の向上については、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」と同様の調査を大阪府の「めっちゃ MORIMORI スポーツテスト」において小学校3・4年生にも実施することで、体力や運動能力・生活習慣等の実態を把握・分析し、体力や運動能力に係わる取組や指導の改善を図り、校内PDCAサイクルの確立を目指すことで、引き続き児童・生徒の体力向上に向けた取組を継続していきます。

学校給食については、栄養摂取基準に基づき、適切な食塩摂取量や栄養バランスを踏まえ安心・安全な給食を提供するとともに、子供たちが食を通じて生活習慣病予防の基礎づくりや環境負荷の低減への理解を深めるなど、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けられるよう学校給食を活用した食育<sup>\*</sup>のさらなる充実を図ります。また、地域団体や国立循環器病研究センター等の研究機関と連携した子供の食育を推進します。

学校・地域・家庭・医療機関などが連携を深め、学校保健を充実させることで、子供の健康に対する意識を高めるとともに、生活習慣の改善など健康の保持増進に努めます。また、学校薬剤師による薬物乱用防止教室をすべての学校で継続的に実施し、違法薬物に対する学習を推進します。

所管室課：学校教育室・保健給食室

## 施策7 多様な課題に対応する力の育成

国際社会において、英語力の向上及び情報活用能力は重要な課題であり、英語指導助手(AET)の派遣期間・配置時間の拡充や国際理解教育の充実を図り、児童・生徒が国際社会で貢献できるグローバル人材の育成を目指します。また、育むべき情報活用能力は日々多様化しており、義務教育9年間を見通してデジタル・シティズンシップ教育に取り組むことにより、ICTの善き使い手としての情報活用能力の向上を図ります。さらに、ICTの活用、地域や外部機関との連携を図りながら、児童・生徒が将来の目標を持ち、自ら進路を切り拓く力を身に付けるようキャリア教育<sup>\*</sup>も含めた幅広い教育を推進していきます。

所管室課：学校教育室・教育センター

## 施策8 小中一貫教育の推進

「(仮称)第4期小中一貫教育推進プラン」に基づいて、引き続き、義務教育9年間を一体的に捉え、各中学校ブロックにおいて小・中学校共通の教育目標「めざす子ども像」を設定し、その実現に向けて児童・生徒の学びに焦点を当てた各ブロックの特色に応じた取組を行い、小中一貫教育の目的が達成できるよう進めます。

所管室課：学校教育室・教育未来創生室

## ■ 指標

|                                                  |              |           |
|--------------------------------------------------|--------------|-----------|
| 家で自分で計画を立てて勉強している児童・生徒の割合を増やし、全国水準の達成をめざします      |              |           |
| 【出典：文部科学省「全国学力・学習状況調査」】                          |              |           |
| 小学校 68.6%                                        | (-2.1 ポイント)  | (令和 5 年度) |
| 中学校 54.8%                                        | (-0.2 ポイント)  |           |
| 学校へ行くのが楽しいと感じる児童・生徒の割合を増やします                     |              |           |
| 【出典：文部科学省「全国学力・学習状況調査」】                          |              |           |
| 小学校 86.6%                                        | (+1.3 ポイント)  | (令和 5 年度) |
| 中学校 85.5%                                        | (+3.7 ポイント)  |           |
| 全国学力・学習状況調査の教科別正答率の上昇をめざします                      |              |           |
| 【出典：文部科学省「全国学力・学習状況調査」】                          |              |           |
| 小学校（国語） 70.0%                                    | (+2.8 ポイント)  | (令和 5 年度) |
| （算数） 68.0%                                       | (+5.5 ポイント)  |           |
| 中学校（国語） 74.0%                                    | (+4.2 ポイント)  |           |
| （数学） 58.0%                                       | (+7.0 ポイント)  |           |
| （英語） 56.0%                                       | (+10.4 ポイント) |           |
|                                                  |              |           |
| 自分にはよいところがあると答えた児童・生徒の割合を増やします                   |              |           |
| 【出典：文部科学省「全国学力・学習状況調査」】                          |              |           |
| 小学校 86.1%                                        | (+2.6 ポイント)  | (令和 5 年度) |
| 中学校 81.1%                                        | (+1.1 ポイント)  |           |
| 課題解決に向けて、自分で考え自分から取り組む児童・生徒の割合を増やします             |              |           |
| 【出典：文部科学省「全国学力・学習状況調査」】                          |              |           |
| 小学校 80.6%                                        | (-1.7 ポイント)  | (令和 5 年度) |
| 中学校 83.5%                                        | (+4.3 ポイント)  |           |
| 児童・生徒の体力・運動能力を向上させ、全国水準の達成をめざします                 |              |           |
| (全国値を 50 としたときの数値) 【出典：文部科学省「全国体力・運動能力・運動習慣等調査」】 |              |           |
| 小学校（男子） 48.3                                     | (-1.7 ポイント)  | (令和 5 年度) |
| （女子） 47.8                                        | (-2.2 ポイント)  |           |
| 中学校（男子） 47.8                                     | (-2.2 ポイント)  |           |
| （女子） 48.3                                        | (-1.7 ポイント)  |           |
|                                                  |              |           |
| 朝食を毎日食べる児童・生徒の割合を増やします                           |              |           |
| 【出典：文部科学省「全国学力・学習状況調査」】                          |              |           |
| 小学校 94.4%                                        | (+0.5 ポイント)  | (令和 5 年度) |
| 中学校 91.3%                                        | (+0.1 ポイント)  |           |
| 将来の夢や目標を持っている児童・生徒の割合を増やします                      |              |           |
| 【出典：文部科学省「全国学力・学習状況調査」】                          |              |           |
| 小学校 80.8%                                        | (-0.7 ポイント)  | (令和 5 年度) |
| 中学校 64.9%                                        | (-1.4 ポイント)  |           |
| 自分と違う意見について考えるのは楽しいと思う児童・生徒の割合を増やします             |              |           |
| 【出典：文部科学省「全国学力・学習状況調査」】                          |              |           |
| 小学校 75.3%                                        | (-1.2 ポイント)  | (令和 5 年度) |
| 中学校 80.2%                                        | (+2.6 ポイント)  |           |

(注) ( ) 内は全国値との差

## 基本方向3 一人ひとりが尊重される学びを推進します

### ■ 基本方向のねらい

多様な子供たち一人ひとりに応じた学びの機会を確保するとともに、それぞれの能力・可能性を伸ばす教育を目指します。また、子供たちが多様性を認め合い、互いに高め合う協働的な学びを推進します。

### ■ 現状と課題

- いじめの積極的認知を推し進める中で、認知件数は大幅に増えていますが、その背景として、教職員の理解度と意識の向上、学校の組織対応力などの充実を図った成果だと考えられます。しかし、学校間の認知件数に差があることから、研修を通して教職員の意識を高めるとともに、組織的な生徒指導体制の構築をさらに進める必要があります。
- 「いじめ予防授業」と「いじめの起こりにくい学校風土の醸成」を効果的に関連づけ、子供たちがいじめを自分事として捉え、自分に何ができるのかを考える授業にしていくことが必要です。そのためにも、すべての教育活動において、根幹である人権教育を基盤として多様性を認め合い、他者や自分自身との対話を通して、協働的に学びを深めることができる授業にしていく必要があります。
- すべての支援学級に在籍する児童・生徒について、「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」\*を作成し、一人ひとりの教育的ニーズに合わせて適切に対応できるよう取り組むことができています。しかし、配慮が必要な通常学級に在籍する児童・生徒については、「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」の作成率 100%という目標には達していないため、さらに向上させていく必要があります。
- 外国にルーツを持つ児童・生徒数の増加及び少数散在化により、きめ細かな支援が行き届きにくいことが課題となっています。すべての外国にルーツを持つ児童・生徒が安心安全に学校生活を過ごせるよう支援の充実を一層図っていく必要があります。
- 低所得者世帯の就学に係る負担軽減は一定図られています。引き続き、義務教育の就学機会均等を適正に保障する必要があります。

### ■ 施策

#### 施策9 児童・生徒を支援する生徒指導の充実

児童・生徒一人ひとりのよさや可能性の伸長、社会的資質・能力の向上や社会に受け入れられる自己実現を支えるために、組織的な生徒指導体制の構築、関係機関との連携を図りながら、日常的に児童・生徒の支援に努めます。

また、「教育支援教室」が不登校児童生徒支援のモデルとなるよう ICT も効果的に活用しながら、「つながり支援」\*「まなび支援」\*「こころ支援」\*を3本の柱とした支援を進めていきます。

効果的な「いじめ予防授業」を展開し、いじめが起こりにくい学校風土の醸成に取り組みま

す。また、引き続き、いじめの早期発見、適切な認知に努め、教育相談員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど専門職との連携を強化しながら、早期の解消に向けた組織的な対応を徹底します。

所管室課：学校教育室・教育センター

## 施策10 特別支援教育の充実

支援学級在籍児童・生徒及び通級による指導を受けている児童・生徒やさまざまな教育的ニーズのある児童・生徒に対して「個別的教育支援計画」及び「個別の指導計画」を作成し、個に応じた支援の充実を図ります。

また、障がいのある児童・生徒が学びの場を選択しやすい環境を整えるため、通級指導教室の充実に努めます。

所管室課：学校教育室

## 施策11 すべての子供の学ぶ機会の確保

児童・生徒が家庭の経済状況にかかわらず質の高い教育を受けられるよう、就学に係る経済的負担の軽減を図ります。

また、外国にルーツを持つ児童・生徒への日本語指導について、日本語指導加配教員<sup>\*</sup>を中心に在籍する学校の教職員が児童・生徒一人ひとりの状況や背景を理解し、個に応じた教育を提供できる環境を整えます。また、各学校の教職員が日本語指導加配教員に相談したり、通訳者の派遣等により、児童・生徒の情報を共有し、学校環境への適応や教育活動へのスムーズな参加につなげます。外国にルーツを持つ児童・生徒が在籍する学校においては、国際理解教育の取組の充実に努めます。

所管室課：学校教育室・学務課

## ■ 指標

|                                                                              |       |         |            |     |                   |
|------------------------------------------------------------------------------|-------|---------|------------|-----|-------------------|
| 【再掲】いじめはどんな理由があってもいけないことだと思う児童・生徒の割合を増やします【出典：文部科学省「全国学力・学習状況調査」】            |       |         |            |     |                   |
|                                                                              | 小学校   | 96.7%   | (-0.2ポイント) |     | (令和5年度)           |
|                                                                              | 中学校   | 96.2%   | (+0.7ポイント) |     |                   |
| 困りごとや不安がある時に、先生や学校にいる大人にいつでも相談できると感じている児童・生徒の割合を増やします【出典：文部科学省「全国学力・学習状況調査」】 |       |         |            |     |                   |
|                                                                              | 小学校   | 73.8%   | (+5.3ポイント) |     | (令和5年度)           |
|                                                                              | 中学校   | 70.5%   | (+4.1ポイント) |     |                   |
| 人が困っている時に進んで助ける児童・生徒の割合を増やします【出典：文部科学省「全国学力・学習状況調査」】                         |       |         |            |     |                   |
|                                                                              | 小学校   | 90.5%   | (-1.1ポイント) |     | (令和5年度)           |
|                                                                              | 中学校   | 87.7%   | (-0.4ポイント) |     |                   |
| 日本語指導が必要なすべての児童・生徒が日本語指導を受けられるようにします                                         |       |         |            |     |                   |
|                                                                              | 81.5% | (令和5年度) | ▶▶▶        | 目標値 | 100% (令和11年度)     |
| 特別な支援を必要とする児童・生徒の「個別の指導計画」の作成率                                               |       |         |            |     |                   |
|                                                                              | 小学校   | 100%    |            | 目標値 | 小学校 100%          |
|                                                                              | 中学校   | 50.0%   | (令和5年度)    | ▶▶▶ | 中学校 100% (令和11年度) |

(注) ( ) 内は全国値との差

## 基本方向4 安心・安全で豊かな学校環境を整備します

### ■ 基本方向のねらい

すべての子供が安心して教育を受けることができるよう、子供や家庭のニーズに応じたきめ細かな支援体制の充実を図ります。また、教職員の資質向上や子供と向き合う時間の確保に努めるとともに、学校・園や教育委員会の活動について積極的に発信し、保護者や地域に信頼される学校・園づくりを進めます。

安全で快適に過ごせる学校・園施設の整備を計画的に進めるとともに、学校・園生活における子供の安全を確保します。また、情報教育環境の整備などにより、より豊かな教育環境となるよう整備を進めます。

### ■ 現状と課題

- 新しい時代に求められる資質・能力（言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力を含む）の育成に向け、教職員の授業観の変換が求められています。また、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善の推進、カリキュラム・マネジメントの確立といった学習指導要領の趣旨が各学校で理解及び実施されるよう、引き続き効果的な指導の実践事例の情報提供等を通じて周知・徹底を図る必要があります。
- 経験年数が10年以下の教職員が5割を超えているなか、教職員の育成とともに、学習指導要領が目指す授業改善に対応するため、教職員研修のさらなる充実が求められます。
- 教職員の業務の多忙化により、学ぶ意欲があっても研修への参加が難しくなっている状況です。今後、参加しやすい集合型研修の企画運営やオンラインやオンデマンドなどのさまざまな手法を用いながら、教職員の学ぶ意欲を支える必要があります。また、教職員が受け身となるような従来型の研修から、主体的に学ぶ研修となるよう、研修の考え方の転換を促すとともに研修内容・方法にも工夫を凝らし、さらに教職員の教育力の向上を図る必要があります。
- 学校が抱える課題が複雑化・困難化し、質的にも量的にも教職員だけで対応することが難しくなっています。そのため、専門家など多様な人材と連携・協働して課題解決に取り組む体制の整備が重要です。
- 全国的な傾向と同様に、本市においてもいじめ、暴力行為等の問題行動や不登校、児童虐待等の課題は年々増加傾向にあります。また、児童・生徒が抱えるさまざまな課題の背景や要因は多様化・複雑化しており、個々の状況について適切なアセスメントのもと対応する必要があるものの、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーといった専門家が十分に関わっていない場合があることが課題です。このような専門家の配置拡充や児童・生徒の課題解決に向けた校内の様々な会議への出席・相談をオンラインで行える環境整備も課題となっています。
- 各学校において、「学校評議員制度」を継続して活用し、地域に開かれた特色ある学校づくりを進めています。引き続き、地域と連携した持続可能な学校運営を行っていくことが必要です。



今後、これらの取組の充実・発展の検討にあたっては、学校運営協議会制度（コミュニティスクール）の設置など国や府の動向を注視しつつ、地域とともにある学校づくりの推進が必要です。

○従来からの小学校の校門、幼稚園及び認定こども園の園門への警備員等の配置に加えて、令和 5 年（2023 年）10 月からは学校施設に機械警備や防犯カメラを導入するなど防犯体制を強化しました。引き続き学校・園生活の安全確保に努めます。

○平成 27 年度（2015 年度）にすべての学校の耐震化が完了し、現在、令和 7 年度（2025 年度）に完了する予定で校舎の大規模改造工事を進めています。また、空調設備については、平成 28 年度（2016 年度）に普通教室、令和 3 年度（2021 年度）に特別教室等への設置が完了しました。現在は、令和 7 年度（2025 年度）中の屋内運動場（体育館）への設置完了に向けた取組を進めています。

○住宅開発の影響により児童・生徒数が局所的に増加しており、複数の学校で教室の不足が想定されています。児童・生徒数推計により、事前に必要な教室数の確保に努め、教育環境の維持を図る必要があります。

○時間的・空間的制約を超えた学習を実現するための通信速度の確保やネットワークの安定稼働に向けて、継続した取組が必要です。また、ICT や AI などのデジタル分野では、科学技術の進展とそれに伴う技術革新が急速に進んでいます。特に、生成 AI の進化とその加速度的な普及は、学びのあり方や日常生活への影響を強めています。そのため、常にその動向を注視し、専門家の意見を取り入れながら、児童・生徒の将来を見据えて対応することが必要です。

○第 2 期 GIGA スクール構想に向けた検討が始まる中、育むべき情報活用能力は日々多様化しています。将来を見据えて児童・生徒の情報活用能力を育むとともに、教職員の ICT 活用指導力を育成する必要があります。

## ■ 施策

### 施策12 教職員の資質能力の向上

学習指導要領に照らした授業改善やインクルーシブ教育に関する理解促進のため、教職員への指導、助言、教育資料の提供に努めます。集合型研修とオンライン・オンデマンド型研修の効果的な関連づけや学校現場での OJT 研修と教育センターが実施する Off-JT 研修の連携など、教職員が主体的に参加する新たな研修のあり方を模索することで、各学校・園における教育力の向上を支援します。

また、「教職員の評価・育成システム」\*の活用等により、教職員の意欲・資質能力の向上と学校の活性化に努め、人事管理の適正化を図ります。

所管室課：教育センター・教職員課

### 施策13 教員の働き方改革の推進

重点課題 3（P27）に記載



## 施策14 学校・園運営体制の強化・多様な主体との連携

課題が複雑・困難化する学校・園において、組織としてさまざまな課題解決が図られるよう、多様な専門性を有する人材との連携をさらに強化し体制の充実を図ります。

年々増加しているいじめ、暴力行為等の問題行動や不登校、児童虐待等の課題に対して、個々の状況に応じた適切なアセスメントの実施により迅速に対応できるよう、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー等の配置の充実を目指します。

また、学校・家庭・地域の連携・協働の推進による地域の教育力の向上に向けて、地域人材やボランティア、NPO・企業・地域団体、医療機関等との連携・協働を行いながら、地域と連携した多様な学びの充実を図ります。

所管室課：学校教育室・教育センター・教育未来創生室

## 施策15 安心・安全な学校・園の整備

学校安全計画<sup>\*</sup>のもと、交通安全、生活安全、災害安全の観点から学校安全に関する取組を推進します。

児童・生徒がより安全で快適な教育環境のもとで学習できるよう、引き続き老朽化した校舎の大規模改修工事や屋内運動場（体育館）への空調設備の設置など、学校・園施設の整備を計画的に推進します。

また、校門への警備員等の配置に加えて、機械警備、巡回警備の実施、防犯カメラの設置により、引き続き学校・園の安全確保に努めます。

所管室課：学校管理課・学校教育室

## 施策16 学校規模適正化等の教育環境の整備

今後の学校規模適正化の取組は、「吹田市学校規模基本方針」に基づき、児童・生徒数推計の状況から過大規模又は過小規模が見込まれる学校について、推計等を注視しながら学校規模適正化の必要性について慎重に検討します。また、大規模な住宅開発が想定される地域については、開発される戸数や竣工時期などの情報が判明した段階で、児童生徒数推計を行い、学校規模適正化の必要性を検討します。

児童・生徒数の増加や教室不足に対する今後の対策のあり方について検討を進め、より良い教育環境の整備に努めます。

所管室課：教育未来創生室

## 施策17 教育デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進

令和8年度（2026年度）から開始する第2期GIGAスクール構想に向けて、専門的知見を有するアドバイザーを活用した新たなICT環境の整備を推進するとともに、教職員のICT活用指導力のさらなる向上を図り、児童・生徒の情報活用能力をさらに育むことができる環境整備を推進します。

所管室課：教育センター・学校教育室

## ■ 指標

|                                                                                         |           |     |     |          |            |
|-----------------------------------------------------------------------------------------|-----------|-----|-----|----------|------------|
| 教職員研修受講者の「職務上生かせるか」に対する肯定的回答率                                                           |           |     |     |          |            |
| 98.0%                                                                                   | (令和 5 年度) | ▶▶▶ | 目標値 | 100%     | (令和 11 年度) |
| 【再掲】スクールソーシャルワーカーの支援により不登校、虐待等の課題が解決もしくは改善した児童・生徒の割合                                    |           |     |     |          |            |
| 小学校 79.0%                                                                               | (令和 5 年度) | ▶▶▶ | 目標値 | 小学校 100% | (令和 11 年度) |
| 中学校 80.0%                                                                               |           |     |     | 中学校 100% |            |
| 児童・生徒に情報機器の基本的操作を行えるよう指導できる教職員の割合                                                       |           |     |     |          |            |
| 81.3%                                                                                   | (令和 5 年度) | ▶▶▶ | 目標値 | 100%     | (令和 11 年度) |
| 児童・生徒同士が話し合って考えをまとめたり、協働してレポート・資料・作品などを制作したりするなどの学習の際に、ICT を効果的に活用した授業づくりに取り組んでいる教職員の割合 |           |     |     |          |            |
| － ※                                                                                     |           | ▶▶▶ | 目標値 | 100%     | (令和 11 年度) |
| 小・中学校の校舎大規模改造工事の計画達成率                                                                   |           |     |     |          |            |
| 80.0%                                                                                   | (令和 5 年度) | ▶▶▶ | 目標値 | 100%     | (令和 11 年度) |

※令和 7 年度（2025 年度）から調査項目に追加

## 基本方向5 青少年の健やかな育ちを支援します

### ■ 基本方向のねらい

家庭、地域、学校がさまざまな課題を共有し、連携を深めることにより、地域全体で教育力の向上を図ります。多様な体験や学習の場、仲間づくりの場の提供を通して、青少年の健やかな成長を支えます。

### ■ 現状と課題

○地域社会とのつながりや人間関係の希薄化等に伴い、家庭や地域での教育力の低下が懸念されており、さらに、インターネットや SNS を活用した生活様式が普及する中で、移行とともに、人と人とのふれあいや体験活動の減少などが危惧されています。本市では青少年の健やかな成長を支えるため、子供たちに身近な地域の方々の協力を得ながら、青少年の見守り活動、安心・安全な居場所及び体験活動を通じた交流の場の提供に努めています。「地域の子供は地域が守り育てる」意識を醸成するため、青少年を取り巻く課題等についての啓発や指導者養成に取り組みながら、地域における青少年育成活動の活性化を図ります。

○青少年施設では、次代を担う青少年の成長に不可欠な自然体験や生活文化体験・社会体験などのさまざまな体験活動や人との交流の場の提供に努めています。

また、不登校等の課題を抱える児童・生徒の社会的自立に向けて、自然体験活動を通じて人との関わりを持てる「さわやか元気キャンプ」を実施しています。今後も多様な活動・体験を通じて、豊かな人間性や社会性、自立性を育むことができる環境づくりを進める必要があります。

○子供・若者の成長の場である家庭・学校・地域などが、安心・安全な居場所としてより良い環境となることが重要です。本市では、放課後の安心・安全な居場所づくりを目的に、学校活動と連携し、「太陽の広場」と「留守家庭児童育成室」を同一小学校内で実施し、見守りボランティアや育成室指導員などが連携して、両事業の子供たちが一緒に放課後を過ごす校内連携型の取組を進めています。児童数や、就労している保護者も増加傾向にあり、放課後の児童の居場所を確保する必要性がますます高まっています。

また、高齢化や人材不足などにより、これまで地域が主体となっていた「放課後の居場所づくり」事業の継続が難しくなっており、地域の負担を軽減し、持続可能な事業とするための仕組みづくりが必要です。

留守家庭児童育成室については、住宅開発や共働き家庭の増加に伴い、入室希望児童数が増加しており、待機児童の解消には至っていません。また、小学校の教室が不足していることや、直営の育成室については、全国的に指導員のなり手が不足していることもあり、施設及び指導員の確保が課題となっています。

## ■ 施策

### 施策18 地域全体での青少年育成活動の推進

自然体験をはじめとする多様な体験や学習の機会、さまざまな人との交流の機会を提供し、青少年の主体的な取組を支援することで豊かな人間性や社会性を育み、青少年の健全育成に取り組めます。7月の「青少年の非行・被害防止全国強調月間」や11月の「子ども・若者育成支援強調月間」を中心に、街頭啓発や環境浄化活動や、見守り活動を通して非行の防止に取り組めます。

また、青少年を取り巻く社会的な課題の啓発や誰もが気軽に見守り等のボランティア活動に参加できるよう、講習会や研修会を開催し、青少年の健全育成を地域全体で進めていきます。

所管室課：青少年室

### 施策19 遊びや体験活動の推進

青少年が活動できる場や仲間づくりができる機会を提供し、さまざまな経験を通して成長できるよう支援を行います。施設の特徴を生かして、自然体験、生活文化体験、社会体験など、青少年にさまざまな体験活動の場を提供します。

所管室課：青少年室・青少年クリエイティブセンター

### 施策20 子供・若者の支援に関する取組

重点課題2（P25）に記載

### 施策21 放課後の居場所づくりの充実

こども家庭庁と文部科学省が連携し、多様な子供の居場所づくりの推進強化を図る中、本市では「こどもプラザ事業」\*と「留守家庭児童育成室」の校内交流及び連携についてさらに推進して取り組み、学校・地域の協力を得ながら持続可能な仕組みづくりを構築します。

「こどもプラザ事業」として、地域の方々の協力を得ながら実施している「太陽の広場」については、人材不足等の課題を解決し、持続可能な事業とするための取組を進めます。「留守家庭児童育成室事業」では、待機児童の解消に向けて、必要な施設や指導員の確保、民間事業者への運営業務の委託等の取組を進めます。

また、子供が安心・安全に過ごせる居場所をさらに充実させるため、図書館や児童館など各種公共施設の活用に向けて関係部局と連携を図ります。

所管室課：青少年室・放課後子ども育成室

## ■ 指標

| 青少年指導者講習会の年間受講者数 |         |     |     |        |          |
|------------------|---------|-----|-----|--------|----------|
| 161人             | (令和5年度) | ▶▶▶ | 目標値 | 350人   | (令和11年度) |
| 青少年施設の年間利用者数     |         |     |     |        |          |
| 27.5万人           | (令和5年度) | ▶▶▶ | 目標値 | 32.4万人 | (令和11年度) |
| 太陽の広場などの年間参加者数   |         |     |     |        |          |
| 14.5万人           | (令和5年度) | ▶▶▶ | 目標値 | 22.7万人 | (令和11年度) |
| 留守家庭児童育成室の待機児童数  |         |     |     |        |          |
| 106人             | (令和5年度) | ▶▶▶ | 目標値 | 0人     | (令和11年度) |

## 基本方向6 生涯を通じて豊かな学びを提供します

### ■ 基本方向のねらい

すべての市民が豊かで生きがいのある生活を送ることができるよう、幅広い学習の場を提供し、いつでもどこでも学べる環境づくりを進めます。また、図書館、公民館及び博物館等の施設の活用により、生涯を通じて市民の多様な興味・関心に応じた学びを提供します。

### ■ 現状と課題

○本市では、暮らしを豊かにする学習や社会が直面する課題解決のための学習など「いつでも、どこでも、だれでも」生涯学習活動に取り組める環境を整えています。歴史・文化の研究をはじめ、スマートフォンの使い方講座など、市民の学びに対するニーズは多様であり、従来の対面の取組を継続しつつ、社会状況の変化に合わせて、ICTの活用によってプログラムを迅速に、また効果的に提供できるよう学習環境を整備する必要があります。

○社会の急激な変化に対応できるよう、現代的課題をテーマとした講座の提供に努めています。地域の形成者として必要な能力を育み、地域の課題解決を主体的に担う力を身に付けるための教育の推進が求められます。生涯学習の場の提供に加え、生涯学習の成果を地域に還元できる仕組みづくりも重要です。

○学んだ成果をボランティア活動やまちづくり活動などに生かすことによって、地域に対して関心やつながりが深まるとともにコミュニティの活性化にもつながります。学習とさまざまなまちづくりの取組とが結びつくことで、より良いまちづくりにもつながります。このような学習した成果が社会活動に生かされ、次の新たな学びや活動へと結びつく循環型の生涯学習社会の実現が必要です。

○図書館では、市民の多様な興味・関心に応じた幅広い内容の講演会や講座の提供を進めています。学校図書館との連携を強化し、子供の読書活動、言語活動の充実に向けた取組を進める必要があります。また、図書館の利用向上については、電子書籍やイベント・講座のオンライン開催など非来館型も活用し、図書館を利用していない幅広い層を取り込むことなどで、利用促進を図ることが必要です。

○各種文化財の調査を実施し、調査報告書を作成・発行することに加え、指定等文化財の保存・活用に努め、文化財保護への啓発を行ってきました。加えて、文化財の保護には所有者等の協力が不可欠のため、今後、所有者等への支援を継続することが必要です。

また、博物館では地域の歴史資料等の収集や調査研究を基に、特別展などの充実に努めるとともに、学校や図書館、公民館などと連携した取組を進めてきました。引き続き、文化財や歴史資料を通して、市民の多様な生涯学習を支援することが求められています。

今後は、文化財保護と博物館に関する普及啓発を一層進め、地域文化の醸成につなげる必要があります。



## ■ 施策

### 施策22 生涯学習プログラムの充実

趣味・教養に関する内容や現代的課題をテーマとした講座など、公民館や市内大学との連携を生かし、市民の多様なニーズに応じた学習内容の充実を図ることで、満足度の高い生涯学習の提供を推進します。加えて、デジタルリテラシーの向上を図るため、スマートフォンの使い方など ICT の活用につながる講座を継続的に実施します。

また、生涯学習講座のリアルタイム型（web）での実施やオンデマンド型（動画配信）によってプログラムを迅速かつ効果的に提供できるよう学べる環境の整備を進めます。

所管室課：まなびの支援課

### 施策23 循環型の生涯学習社会の実現

生涯学習情報の収集、発信を行い、市民が心身ともに満たされ、生きがいを感じられる、誰一人取り残さない学びの機会の提供を目指します。市民が公民館等で学んだ成果をボランティア活動や地域活動などに生かすことによって、コミュニティの活性化につながるよう支援していきます。

所管室課：まなびの支援課

### 施策24 図書館を通じた豊かな学びの場の提供

図書館では、「吹田市立図書館サービス基本計画」\*に基づき、市民のニーズに対応した多種多様な資料を計画的に収集、保存、提供することで生涯学習や自由な読書活動を支援します。また、幅広いテーマの講座や講演会に加え、年齢や興味・関心に応じた行事を実施することで、図書館を通じた豊かな学びの場の提供に努めます。

さらに、学校及び学校図書館に対しては資料の定期的な貸出に加えて資料に関する情報提供や、資料の整理方法など司書の専門的な知識を生かした支援を引き続き行います。

所管室課：中央図書館

### 施策25 文化財を通じた豊かな学びの場の提供

文化財調査で得られた成果を生かし、旧西尾家住宅・旧中西家住宅などの文化財の保存・活用を進めるとともに、博物館では、常設展示のリニューアルによる展示の充実を目指し、さまざまな展覧会と関連イベントを企画・実施し、文化財を通じた豊かな学びの場を提供します。

また、子供から大人まで多くの市民が文化財へ関心を持ち、地域の文化に対する理解を深めることができるよう、公民館や図書館と連携した講座や講演会、体験学習など幅広い行事の充実を図るとともに、所蔵する資料のデータベースの充実を進めるなど歴史学習の拠点としての機能を一層高めていきます。

所管室課：文化財保護課



## ■ 指標

|                                |           |     |             |            |
|--------------------------------|-----------|-----|-------------|------------|
| 市内大学連携講座の年間延べ受講者数              |           |     |             |            |
| 773 人                          | (令和 5 年度) | ▶▶▶ | 目標値 3,000 人 | (令和 11 年度) |
| 地区公民館の年間利用者数（オンラインによる講座受講者を含む） |           |     |             |            |
| 31.8 万人                        | (令和 5 年度) | ▶▶▶ | 目標値 46.6 万人 | (令和 11 年度) |
| 生涯学習活動の成果を地域活動に活かしている市民        |           |     |             |            |
|                                |           |     | 目標値 3,000 人 | (令和 11 年度) |
| 図書館の年間入館者数                     |           |     |             |            |
| 209.7 万人                       | (令和 5 年度) | ▶▶▶ | 目標値 222 万人  | (令和 11 年度) |
| 市民 1 人当たりの図書館資料（電子書籍を含む）の年間貸出数 |           |     |             |            |
| 10.2 点                         | (令和 5 年度) | ▶▶▶ | 目標値 12 点    | (令和 11 年度) |
| 博物館の年間入館者数等                    |           |     |             |            |
| 1.6 万人                         | (令和 5 年度) | ▶▶▶ | 目標値 3.5 万人  | (令和 11 年度) |

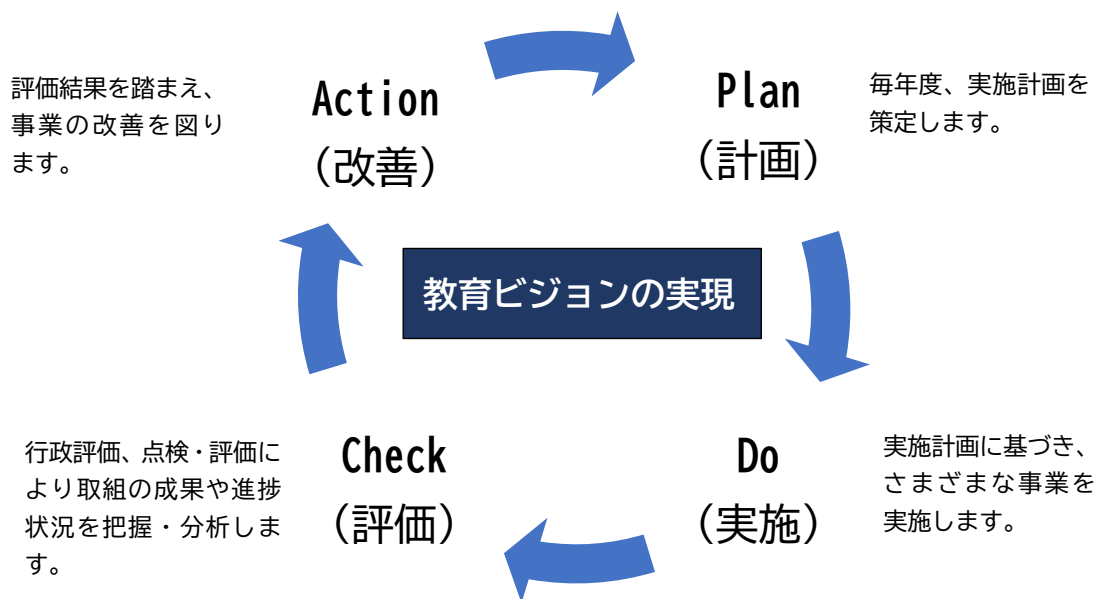
## VIII. 計画の推進

### 1 進行管理

本計画における施策や取組が着実かつ効果的に進み、総合的人間力の育成や社会全体の教育力の向上、教育環境の整備・充実につながっているか、適切に進行管理を行います。

本計画で示す重点課題と基本方向は、毎年度、具体的な施策や取組を盛り込んだ実施計画を策定し、個別の事業によって進めます。また、これらの事業の成果や進捗状況は、市が実施する行政評価<sup>\*</sup>、教育委員会が本計画で設定した指標に基づき実施する点検・評価<sup>\*</sup>により把握・分析し、その評価結果を後年度の実施計画策定に生かすことで、取組の改善や成果の向上を図ります。教育委員会が実施する点検・評価結果は「教育委員会の事務の管理及び執行状況の点検・評価報告書」として作成し、市議会へ報告するとともに公表します。

Plan（計画）－Do（実施）－Check（評価）－Action（改善）のサイクル（PDCA サイクル）を活用し、継続的な見直しを行うことにより、効果的・効率的に施策や取組を推進し、教育ビジョンの実現を図ります。



| 教育委員会の事務の管理及び執行状況の点検・評価 |                 |
|-------------------------|-----------------|
| 1                       | 点検・評価案の作成       |
| 2                       | 学識経験者への意見聴取     |
| 3                       | 点検・評価の決定        |
| 4                       | 市議会への報告、公表      |
| 5                       | 点検・評価結果を実施計画に反映 |

## ■ ア行

### 【ICT】(P3)

情報 (Information) や通信 (Communication) に関する技術 (Technology) の総称。

### 【IoT】(P2)

Internet of Things の略。モノのインターネット。従来のパソコンやスマートフォンなどの通信機器だけでなく、世の中に存在するさまざまなモノにインターネット通信機能をもたせることによって、インターネット経由で情報のやりとりを行い、自動認識や自動制御、遠隔計測などを行うこと。

### 【アウトリーチ支援 (訪問支援)】(P26)

積極的に対象者の居る場所等 (自宅や関係機関等) に出向いて、必要な支援や情報を届けること。

### 【あるくの森】(P23)

本市の不登校児童・生徒支援事業の取組のひとつとして、吹田市総合防災センター (DRC Suita) 内に開室している教育支援教室の愛称。様々な理由で学校に行きづらさを感じている児童・生徒が、孤立・孤独を感じることなく、自分らしさを発揮しながら成長し、社会的自立に向かうことができるよう支援しています。

### 【いじめ防止対策推進法】(P5)

いじめ防止に向けた対策を総合的かつ効果的に推進することを目的に平成 25 年 (2013 年) に制定された法律。いじめの防止等に関する基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、いじめ防止のための対策に関する基本的な方針の策定について定めています。この法律に基づき、いじめ防止基本方針が定められ、地方公共団体に対してもいじめ防止基本方針を参酌し、地域の実情に応じたいじめ対策に関する基本的な方針の策定が求められました。

### 【インクルーシブ教育システム】(P6)

障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組み。障害者の権利に関する条約において、インクルーシブ教育システムの構築に必要な要件として、①障がいのある者が一般的な教育制度から排除されないこと、②障がいのある者に対する支援のために必要な教育環境が整備されること、③障がいのある子供が、他の子供と平等に「教育を受ける権利」を行使するため、個々に必要となる適当な変更・調整 (合理的配慮) が提供されることなどが示されました。

### 【ウェルビーイング】(P1)

身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念。

多様な個人がそれぞれ幸せや生きがいを感じるとともに、個人を取り巻く場や地域、社会が幸せや豊かさを感じられる良い状態にあることも含む包括的な概念。

### 【AI】(P2)

人工知能を意味する Artificial Intelligence の略。人間が持っている、認識や推論などの能力をコンピュータでも可能にするための技術の総称。

### 【英語指導助手 (AET)】(P34)

外国語及び外国語活動の授業における児童・生徒に対する英語の発音及び英会話等の指導等を行っています。英語を母語としている、または英語を母語とする者と同程度の英語力を有しています。

### 【SNS】(P5)

ソーシャルネットワーキングサービス (Social Networking Service) の略称で、人と人とのつながりを支援するインターネット上のサービス。Facebook (フェイスブック) や X (旧 Twitter (ツイッター))、LINE (ライン)、Instagram (インスタグラム)、YouTube (ユーチューブ) など。

## ■ カ行

### 【学習指導要領】(P34)

学校教育法施行規則に基づき、学校の教育課程の基準として定められているもの。小学校、中学校、高等学校別に作成され、教科等の目標や大まかな教育内容を体系的に示しています。約 10 年に 1 度を目安に見直されており、新たな学習指導要領は小学校では令和 2 年度 (2020 年度)、中学校では令和 3 年度 (2021 年度)、高等学校では令和 4 年度 (2022 年度) より実施されています。

【学校安全計画】(P42)

学校の施設及び設備の安全点検、児童・生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修、その他学校における安全に関する諸活動について策定する年間計画。学校が児童・生徒等の安全の確保を図るため、学校保健安全法（平成 20 年改正）により、各学校に学校安全計画の策定と実施が義務付けられました。

【カリキュラム・マネジメント】(P34)

子供や地域の実態を踏まえて各学校が設定する学校教育目標を実現するために、学習指導要領に基づき教育課程（カリキュラム）を編成し、それを実施・評価し、改善を図る一連のサイクルを計画的・組織的に推進していくこと。

【かるしお ㊤】(P34)

国立循環器病研究センターが推奨する「塩をかるく使って美味しさを引き出す」減塩の新しい考え方。

【GIGA スクール構想】(P7)

Society 5.0 時代に生きる子供たちの未来を見据え、ICT 環境の自治体間格差をなくし、全国一律で児童生徒向けの 1 人 1 台学習用端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備する構想。GIGA は、Global and Innovation Gateway for All の略。令和 7 年度（2025 年度）より約 5 年間を目途に、第 2 期 GIGA スクール構想に向けた学習用端末及びネットワーク等の更新を実施します。

【キャリア教育】(P36)

子供たちが将来、社会的・職業的に自立し、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現するために必要な基盤となる能力や態度を育てる教育。

【教育振興基本計画】(P1)

平成 18 年（2006 年）に教育基本法が約 60 年ぶりに改正され、国・地方公共団体が総合的かつ計画的に教育施策を推進するための基本計画を定めることが規定されました。

【教育相談員】(P24)

本市では、臨床心理士または公認心理師の資格を持つ者を教育相談員として配置し、満 3 歳から 18 歳の子供とその保護者を対象に、いじめや不登校、子供の情緒や心理、発達上の不安や悩みに関する相談を行っています。教育センターへの来所または電話での相談の他、教育相談員がスクールカウンセラーとして直接学校に赴く出張相談を実施し、教職員への指導・助言も行っています。

【教職員】(P5)

教員のほか、養護教諭や栄養教諭、事務職員などさまざまな専門性を有し学校運営に携わっている学校職員。

【教職員の評価・育成システム】(P41)

地方公務員法に基づく勤務評定制度と人材育成の両側面を併せ持った大阪府独自のシステム。このシステムは、教職員が学校の目標達成に向けた個人目標を主体的に設定し、校長等の支援を受けながら目標の達成に取り組み、自己点検と校長等の評価を受け取組を改善していくことで、教職員の意欲・資質能力の向上、教育活動の充実及び学校の活性化に資することを目的にしています。

【行政評価】(P49)

市が実施した取組の成果や進捗状況を客観的な評価基準に基づき、把握・分析すること。

【コア会議】(P53)

いじめ・不登校・虐待等に関する課題について、情報共有を図り、対応策を検討していくために各学校が設置している会議体。管理職、関係職員、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、特別支援教育コーディネーター、生徒指導担当者など核となるメンバーで構成しています。

【こころ支援】(P38)

教育支援教室における支援の 3 本柱「こころ支援」「つながり支援」「まなび支援」の一つの柱。健康観察アプリ（デイケン）などを活用して子供たちのこころやからだの状態を把握し、適切な支援ができるようにするための取組。

【子ども・子育て支援新制度】(P32)

平成 27 年（2015 年）4 月から本格的にスタートした子育てを取り巻く課題を解決するために、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することを目的とした新しい取組。

#### 【子供の貧困】(P6)

相対的貧困にある18歳未満の子供の存在及び生活状況のこと。相対的貧困とは、その国の等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分に満たない世帯のことを指します。厚生労働省「令和4年 国民生活基礎調査」によると、日本ではおよそ9人に1人の子供が貧困状態にあります。本市においても、令和4年度に実施した子供の生活状況調査において、およそ10人に1人の子供がいわゆる相対的貧困の状態にあります。

#### 【こどもプラザ事業】(P45)

地域が一体となって子供たちを見守り育てるため、地域ボランティアの協力のもと、各小学校区において実施している本市事業。水曜日をはじめ、平日の放課後に運動場や教室を活用して子供たちが安心して遊んだり、自習したりできる場所を提供する「太陽の広場」と、地域、保護者、ボランティアらの協力で、音楽、伝統文化、工作、料理などの体験活動を継続して行う「地域の学校」を実施しています。

#### 【子ども・若者支援地域協議会】(P25)

子ども・若者育成支援推進法の規定に基づき、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子供及び若者（39歳まで）に対する支援を効果的かつ円滑に行うため、青少年室が事務局となり、吹田市子ども・若者支援地域協議会を設置しています。

#### 【子ども・若者総合相談センター】(P25)

子ども・若者育成支援推進法に基づき、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子供及び若者（39歳まで）の支援に関する相談に応じ、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供・助言を行う拠点として、青少年活動サポートプラザ内に設置しています。

#### 【個別の教育支援計画】(P33)

障がいのある子供一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を効果的に実施するために、乳幼児期から学校卒業後までを一貫し、学校が作成する長期的な計画。作成にあたっては、医療、福祉、労働等の関係機関と連携するとともに、保護者に意見を聞くことが求められています。

#### 【個別の指導計画】(P38)

個別の教育支援計画を踏まえ、学校における指導計画、指導内容や方法を、単元や学期、学年ごとにまとめた具体的な計画。

#### 【コンサルテーション】(P24)

異なる専門性を持つ複数の者が、援助対象である問題状況について検討し、より良い援助のあり方について話し合うプロセス。

## ■ サ行

#### 【重層的支援体制整備事業】(P26)

地域主体で行われている既存の取組を活かし、複数の支援事業を、各分野の制度や縦割りを超えて一体的に実施することで、市の支援機関や地域団体、地域活動に参加する住民と連携して課題を抱える世帯への支援体制を構築し、皆で支え・支えられて地域を共に創っていく地域共生社会の実現を目指すものです。

#### 【主体的・対話的で深い学び】(P32)

学習指導要領において実現が求められている授業改善の視点。

「主体的な学び」とは、学ぶことに興味や関心を持ち、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、見通しを持って粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげること。

「対話的な学び」とは、子供同士の協働、教職員や地域の人との対話、先哲の考え方を手掛かりに考えること等を通じ、自己の考えを広げ深めること。

「深い学び」とは、習得・活用・探究という学びの過程の中で、各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせながら、知識を相互に関連づけてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすること。

#### 【小中一貫教育最適化プラン】(P35)

「吹田市小中一貫教育実施プランⅡ」に続き、令和2年度（2020年度）以降に、小中一貫教育を通して各中学校ブロックが取り組む項目を示した計画。4つの重点項目として、①主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善、②グローバル人材の育成、③自ら考え、行動する子供の育成、④保護者・地域への積極的な発信を掲げている。

#### 【食育】(P36)

さまざまな経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てるため、食品選択や安全性、表示の仕組、さらには農業との関係を学ぶ教育。

【吹田市立図書館サービス基本計画】(P47)

令和5年度(2023年度)から令和14年度(2032年度)までを計画期間とする、今後の市立図書館におけるソフト面の事業展開の指針となる計画。

【スクールカウンセラー(SC)】(P5)

いじめや不登校、暴力行為などへのきめ細かな対応のひとつとして、生徒の心のケア、保護者・教職員へのアドバイスなどを行っています。本市では大阪府事業により、すべての小・中学校各校に臨床心理士または公認心理師の資格を持つスクールカウンセラーを配置しています

【スクールソーシャルワーカー(SSW)】(P5)

いじめ、不登校、虐待等の個別課題を有する児童・生徒、保護者及び学校への支援を行うとともに、福祉の視点から子供と家庭を支えます。コア会議\*などに参加しコーディネートを行い、児童相談所等の関係機関と連携しながら課題の早期解決に努めます。社会福祉士または精神保健福祉士の資格を有しています。

【スクールロイヤー(SL)】(P5)

学校で生起するさまざまな問題について子供の利益を念頭に置き、法律の見地から学校に助言する弁護士。本市ではいじめ・不登校・虐待防止対策委員会等の会議への参画や、教職員研修における講師を務めるなど法律上の指導、助言を行っています。

【生活困窮者自立支援連絡調整会議】(P26)

生活困窮者自立支援法に規定する生活困窮者の多様かつ複合的な問題について、関係機関から必要な意見又は助言を聴取し、支援内容の共有、役割調整等を行うことにより、生活困窮者への自立支援を円滑かつ適正に行うことを目的とした会議体。

【全国学力・学習状況調査】(8)

文部科学省が平成19年度(2007年度)から実施している、全国的な学力・学習状況の調査。対象は、小学校6年生、中学校3年生。義務教育の機会均等と水準の維持向上の観点から、全国的な児童・生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図ることを目的にしています。

【全国体力・運動能力・運動習慣等調査】(P11)

平成20年度(2008年度)から始まった全国的なスポーツテスト。対象は、小学校5年生、中学校2年生。体力や運動習慣、生活習慣、食習慣等を把握し、学校における体育・健康に関する指導などの改善に役立てることを目的に実施されています。

【総合計画】(P1)

吹田市のこれからのあるべき姿・将来像を描いたもので、総合的・計画的にまちづくりを進めていく上での基本的な方針となるもの。

【総合的人間力】(P32)

確かな学力、豊かな心、たくましい体(知・徳・体)のバランスの取れた力を基礎として、他者と協働し、未来を切り拓いていく力。生きる力。

## ■ 夕行

【太陽の広場】(P16)

こどもプラザ事業の取組のひとつ。文部科学省の「放課後子ども教室推進事業」として、異学年の児童がいっしょになって遊び、子供の自主性、創造性などを育むため、小学校の施設や地域における学習資源などを活用して、子供たちが安心して安全に過ごせる居場所を提供しています。

【超スマート社会】(P2)

日本政府が示している、情報技術やAI(人工知能)を駆使してつくりあげる次世代の社会像。Society 5.0とも呼ばれています。

【つながり支援】(P38)

教育支援教室における支援の3本柱「こころ支援」「つながり支援」「まなび支援」の一つの柱。「子供同士」や「子供と大人」など、さまざまな人のつながりを感じることができるようにするための取組。

【デジタル・シティズンシップ教育】(P35)

デジタル・シティズンシップ教育とは、現代社会がICT機器やインターネットを抜きにして成り立たないことを前提に、ウェルビーイングの視点から、それらを積極的に活用し、社会に参画するために必要な能力を身に付ける教育。



【点検・評価】(P49)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条に基づき毎年実施している教育委員会の権限に属する事務の管理・執行状況の点検及び評価。

【特別支援教育コーディネーター】(P6)

学校内の関係者や外部の関係機関との連絡調整役、保護者に対する相談窓口、担任への支援、校内委員会の運営や推進役といった役割を担っています。

## ■ ナ行

【日本語指導加配教員】(P39)

児童・生徒の日本語の能力に応じて特別の指導を目的に大阪府から加配されている教員。

【認定こども園】(P32)

教育・保育を一体的に行う施設。幼児教育・保育を提供する機能と地域における子育て支援を行う機能を備え、設置基準を満たす施設は、都道府県等から認定を受けることができます。認定こども園は、地域の実情や保護者のニーズに応じて選択が可能となるよう幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型等のタイプがあります。本市の公立の認定こども園は、幼稚園型 8 園、幼保連携型 3 園です。

## ■ ハ行

【発達支持的生徒指導】(P5)

児童・生徒が自発的・主体的に自らを発達させていくことを尊重し、その発達の過程を学校や教職員がいかに支えていくかという視点で、児童・生徒の「個性の発見とよさや可能性の伸長と社会的資質・能力の発達を支える」ように働きかける指導。

【VUCA】(P2)

「Volatility：変動性」、「Uncertainty：不確実性」、「Complexity：複雑性」、「Ambiguity：曖昧性」の 4 つの単語の頭文字をとった造語。

【プログラミング教育】(P34)

コンピュータープログラムを意図通りに動かす体験を通じて論理的な思考力を育むための教育。令和 2 年度(2020 年度)から実施された学習指導要領に盛り込まれ、小学校で必修化されています。

## ■ マ行

【まなび支援】(P38)

教育支援教室における支援の 3 本柱「こころ支援」「つながり支援」「まなび支援」の一つの柱。基礎学力を身に付けるだけではなく、子供たち一人ひとりが興味のあることに問いを持ち、その問いについて学びを進めることができる環境を充実させる取組。

## ■ ヤ行

【ヤングケアラー】(P6)

ヤングケアラーとは、子ども・若者育成支援推進法第 2 条第 7 項において「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」とされています。

【豊かな心】(P9)

他人を思いやる心、生命や人権を尊重する心、自然や美しいものに感動する心、正義や公正さを重んじる心、勤労観・職業観など、豊かな人間性や社会性を育てていくもの。

【幼児期の終わりまでに育ってほしい姿】(P32)

健康、人間関係、環境、言葉、表現の 5 領域の内容等を踏まえ、5 歳児修了時までに育ってほしい具体的な姿を明らかにしたもの。幼稚園教育要領において、健康な心と体、自立心、協同性、道徳性・規範意識の芽生え、社会生活との関わり、思考力の芽生え、自然との関わり・生命尊重、数量や図形・標識や文字などへの関心・感覚、言葉による伝え合い、豊かな感性と表現の 10 の姿が示されています。

【幼児教育アドバイザー】(P32)

幼児教育の専門的な知見や豊富な実践経験を有し、幼児教育施設等を巡回、教育内容や指導方法、環境の改善等について指導を行っています。

【幼稚園教育要領】(P32)

幼稚園において、全国的に一定の教育水準を確保するとともに、実質的な教育の機会均等を保障するため、国が学校教育法に基づき定めている大綱的基準。

【要保護児童対策地域協議会】(P26)

児童虐待など要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るため、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成される協議会。児童福祉法第 25 条の 2 に基づいて各市町村に設置されており、本市では吹田市児童虐待防止ネットワーク会議とし、家庭児童相談室が事務局となっています。

【幼保小のかけ橋プログラム】(P32)

子供に関わる大人が立場を越えて連携し、架け橋期にふさわしい主体的・対話的で深い学びの実現を図り、一人ひとりの多様性に配慮した上ですべての子供に学びや生活の基盤を育むことを目指すもの。

■ ラ行

【留守家庭児童育成室】(P16)

保護者が働いていたり、病気などのため、放課後、家庭に帰っても留守家庭になる児童の健全育成を図るために行っている本市事業。すべての小学校内に留守家庭児童育成室を開設しており、小学校 1 年生から 4 年生までが対象です。

【レジリエンス】(P2)

回復力、立ち直る力、復活力、復元力、弾力などを意味する。

## 参考資料

### 参考資料 1

#### 吹田市教育振興基本計画検討会議設置要領

##### (設置)

第1条 本市の教育のあり方について検討するため、吹田市教育振興基本計画検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

##### (構成)

第2条 検討会議は別表1に掲げる者をもって構成する。

##### (検討事項)

第3条 検討会議は次に掲げる事項を検討する。

- (1) 吹田市の教育振興基本計画（以下「基本計画」という。）の策定に関する事項
- (2) その他基本計画に関する重要な事項

##### (座長及び副座長)

第4条 検討会議に座長及び副座長を置き、座長は学校教育部長をもって充て、副座長は教育監をもって充てる。

2 座長は会務を総理する。

3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

##### (検討会議)

第5条 検討会議は、必要に応じて座長が招集する。

2 座長は、必要があると認めるときは、会議に検討会議構成員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

##### (作業部会)

第6条 検討会議に、検討会議の議事を円滑に進めるため作業部会を置く。

2 作業部会は、別表2に掲げる関係室課の長その他座長が指定する者をもって組織する。

3 作業部会に、部会長を置き、学校教育部教育未来創生室長をもって充てる。

4 作業部会に、副部会長を置き、部会長があらかじめ指名する。

5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

##### (意見聴取)

第7条 基本計画を検討するに当たっては、学校関係者、学識経験者等の意見を聴くものとする。

##### (庶務)

第8条 検討会議の庶務は、学校教育部教育未来創生室において処理する。

##### (報告)

第9条 座長は、必要に応じて検討会議の進行状況を教育長に報告するものとする。

##### (委任)

第10条 この要領に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、検討会議に諮って座長が定める。

別表1（第2条関係）

|     |                 |
|-----|-----------------|
| 座長  | 学校教育部長          |
| 副座長 | 教育監             |
|     | 地域教育部長          |
|     | 児童部長            |
|     | 理事（子育て支援センター担当） |

別表2（第6条関係）

|       |                |
|-------|----------------|
| 学校教育部 | 教育未来創生室        |
|       | 教育総務室          |
|       | 学校管理課          |
|       | 学務課            |
|       | 保健給食室          |
|       | 学校教育室          |
|       | 教職員課           |
|       | 教育センター         |
| 地域教育部 | まなびの支援課        |
|       | 中央図書館          |
|       | 文化財保護課         |
|       | 青少年室           |
|       | 青少年クリエイティブセンター |
|       | 放課後子ども育成室      |
| 児童部   | 保育幼稚園室         |

## 参考資料2

吹田市教育振興基本計画検討会議

第1回 令和5年12月19日

第2回 令和6年4月23日

第3回 令和6年7月29日

第4回 令和6年11月28日

第5回 令和7年1月27日

吹田市教育振興基本計画検討会議作業部会

第1回 令和6年1月19日

第2回 令和6年2月20日

第3回 令和6年3月28日

第4回 令和6年6月20日

第5回 令和6年9月5日

第6回 令和6年11月20日

## 参考資料3

第3期吹田市教育振興基本計画「吹田市教育ビジョン」策定に係る意見聴取

第1回 令和6年9月25日

第2回 令和6年10月23日

## 意見聴取者名簿

|        |             |        |
|--------|-------------|--------|
| 学校関係者  | 吹田市立南山田幼稚園長 | 合田 嗣津香 |
|        | 吹田市立青山台小学校長 | 田淵 久美子 |
|        | 吹田市立西山田中学校長 | 杉山 奈津子 |
| 学識経験者等 | 関西大学教授      | 渡邊 智山  |
|        | 千里金蘭大学教授    | 谷村 綾子  |
|        | 公募市民        | 福満 彩子  |

（職名については令和7年3月現在）

第3期吹田市教育振興基本計画 吹田市教育ビジョン  
令和7年（2025年）●月 発行

吹田市教育委員会学校教育部教育未来創生室  
吹田市朝日町3番401号  
電話（06）6155-8084

この冊子は●●●部作成し、一部当たりの単価は●●●円です。